

二本松市過疎地域自立促進計画（案）

平成22年度～平成27年度

二 本 松 市

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 市の行財政の状況	10
(4) 地域の自立促進の基本方針	15
(5) 計画期間	17
2 産業の振興	18
(1) 現状と問題点	18
(2) その対策	21
(3) 計画	24
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	27
(1) 現状と問題点	27
(2) その対策	28
(3) 計画	30
4 生活環境の整備	34
(1) 現状と問題点	34
(2) その対策	37
(3) 計画	39
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	41
(1) 現状と問題点	41
(2) その対策	42
(3) 計画	44
6 医療の確保	45
(1) 現状と問題点	45
(2) その対策	45
(3) 計画	45

7 教育の振興	46
(1) 現状と問題点	46
(2) その対策	48
(3) 計画	49
8 地域文化の振興等	51
(1) 現状と問題点	51
(2) その対策	51
(3) 計画	52
9 集落の整備	53
(1) 現状と問題点	53
(2) その対策	53
(3) 計画	54
10 その他地域の自立促進に関し必要な事項	55
(1) 現状と問題点	55
(2) その対策	56
(3) 計画	56

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 位置

本市は、県都福島市と郡山市の中間に位置し、安達地方の中心都市となっており、市の中心部から福島、郡山へは30分程度の距離にあります。

北は福島市、南は大玉村、本宮市、田村市及び三春町に接し、東は川俣町、双葉郡浪江町及び葛尾村、西は猪苗代町に接しており、東西に約35km、南北に約17km、総面積344.65k㎡を有し、会津地方及び浜通り地方の両地域に境界を接する県内唯一の市であります。



西端には智恵子抄で詠われた「安達太良山 (1,700m)」、東端には「日山 (1,057m)」がそびえ、中央の平坦部を阿武隈川が北流しています。

西部は、奥羽山系に属する安達太良山の麓に広がる地域で丘陵地が多く、地質は洪積層で火山噴出物による土壌で下層は礫層、表層は腐食質に富んでいます。

東部は阿武隈山系の北部に位置し、標高は200mから1,057mで、大小高低の丘陵地が多く、この間を小浜川、移川及び口太川が流れ、その流域に小区画の耕地と集落が点在しているほかは、丘陵の中腹高台に耕地・住家が散在しており、周囲は山林原野で占められています。

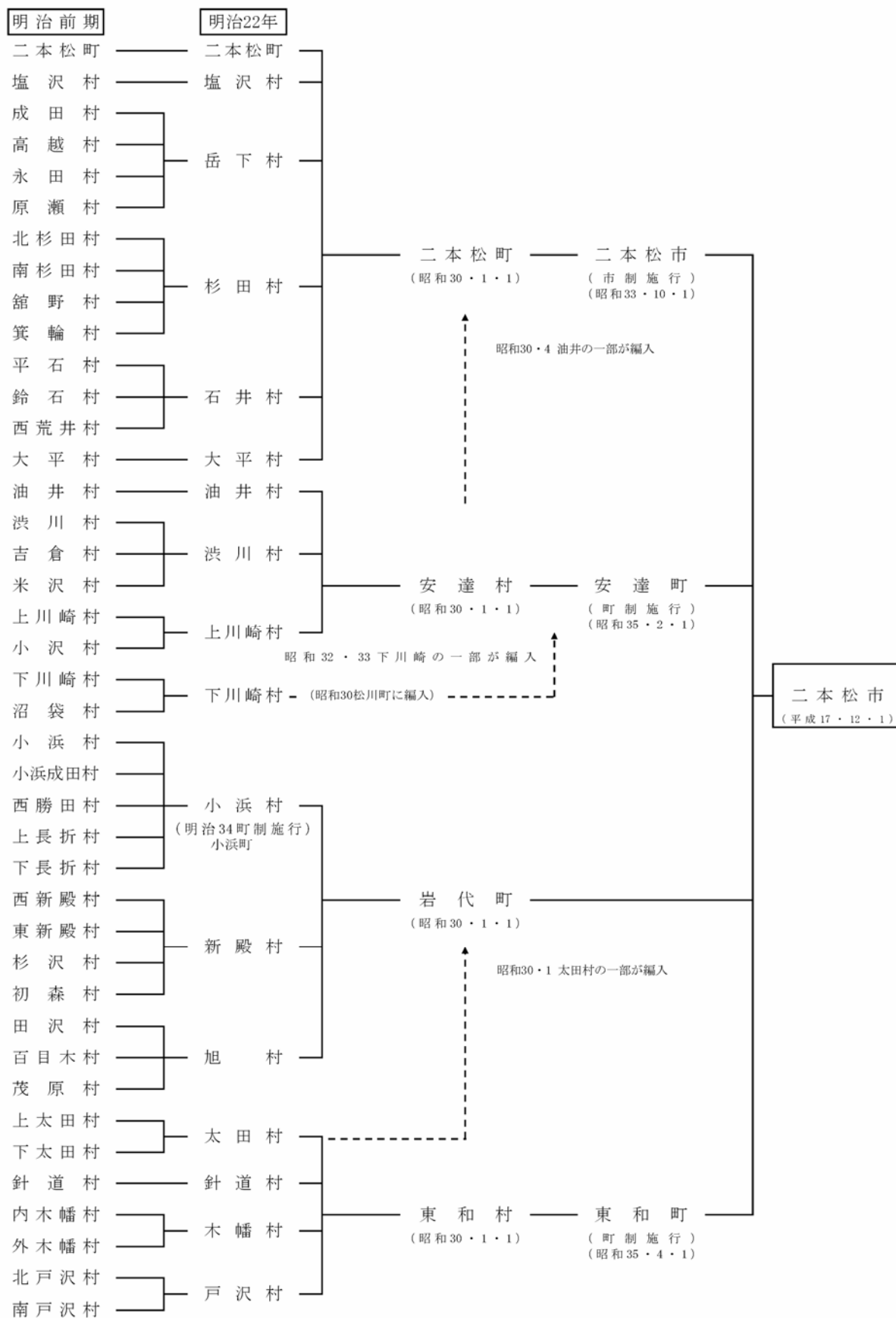
② 気候

気候は、大陸山間型の特性を有し寒暖の差が大きく最高気温35.5℃、最低気温が-18.5℃を記録しており、年間平均気温が11℃と低温地帯に属し、年間降水量も比較的少なくなっています。また、初霜が10月中旬頃、晩霜は5月下旬頃で、凍霜害がしばしば発生するなど、自然条件の厳しい地域です。

③ 歴史

本市は、平成17年12月1日に旧二本松市、旧安達町、旧岩代町及び旧東和町の1市3町が合併し、新「二本松市」として誕生しました。

市の変遷



④ 交通

本市は、中央の平坦部を国道4号、東部の阿武隈山系を国道349号が縦断し、また、国道459号が市の中央部を東西に横断しており、これらに主要地方道、一般県道及び1・2級市道等の生活道路が接続し、本市の骨格的道路網を形成しています。

また、東北縦貫自動車道が南北に縦断し、市の中心部に二本松インターチェンジがあり多くの利用があります。

さらに、JR東北本線が市の中央部を南北に縦断し、杉田駅、二本松駅及び安達駅の3駅があり、通勤通学等に多くの利用があります。

地域の交通手段として、岩代地域では路線バスが7路線、東和地域では路線バスが2路線及びコミュニティバスが運行されていますが、東部の山間部は人口の減少やマイカー等の普及により、利用者が減少し運行本数も少なくなってきており、路線の維持が危ぶまれている現状にあります。

⑤ 産業

本市の産業は、家具、酒造及び観光等の地場産業や、水稻、養蚕、野菜、畜産、葉タバコ及び林業などの農林業を中心に発展してきましたが、昭和30年代後半からの高度経済成長に伴い産業構造は大きく変化し、第1次産業への就業者数が年々減少の一途をたどり、第2次・第3次産業への就業者数が増加しており、この傾向は今後も続くことが予想されます。

イ 市における過疎の状況

本市における過疎の状況については、旧岩代町及び旧東和町が過疎地域対策緊急措置法による地域指定を昭和46年に受けて以来、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づき、30年以上にわたりその過疎対策に取り組んできました。

平成17年12月1日に合併により新「二本松市」となりましたが、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定により、旧岩代町及び旧東和町の地域においては引き続き過疎地域とみなされることとなりました。

市全体の人口は、昭和35年には75,634人でしたが、年々減少傾向にあり、平成17年には63,178人と12,456人(16.5%)もの人口が減少しました。

特に旧岩代町及び旧東和町の地域においては、昭和35年の人口が29,912人に対し、平成17年では16,493人と13,419人(44.9%)もの人口が減少し、高齢化率も29.9%と過疎地域特有の人口構成となっています。

過疎地域となる旧岩代町及び旧東和町の地域においては、これまで産業・経済発展の基礎となる道路網の整備やほ場整備等を進め、基幹産業の振興を図る一方、住民が健康で文化的な生活を営むために、簡易水道施設整備、公共下水道整備、電気通信施設整備、文化センター・図書館の建設、小中学校の改築・統合、保育所の改築、診療所の設置及び公園・スポーツ施設等の整備、また、定住化を促進するための工場団地造成・企業誘致、住宅団地の造成、

公営住宅の建設、さらには、交流人口拡大のための観光施設整備、宿泊研修施設整備や活性化センターの整備、その他、役場庁舎建設、保健センターの建設、消防施設整備、福祉センターやコミュニティセンターの建設等、過疎脱却に向けた施策を積極的に推進してきました。

しかしながら、当該地域の農業後継者不足や新規学卒者の地域外就労に加え、生産年齢人口の減少が続き、基幹産業である農業が弱体化するなど、過疎を脱却するには至っていない状況であり、今後とも過疎脱却に向けた各種施策を積極的に推進する必要があります。

ウ 産業構造の変化、地域経済的な立地特性、県総合計画等における位置づけ等に配慮した市の社会経済発展の方向の概要

本市の産業別就業人口は、第1次産業から第2次産業・第3次産業への移行が年々進み、基幹産業である農林業が弱体化してきていることから、今後、農林業の担い手の育成や生産性の高い環境にやさしい農業の確立、また、内陸型の企業を積極的に誘致し就業機会の拡大と市民所得の向上を図る必要があります。

また、観光産業の展開と第1次産業（生産）、第2次産業（製造・加工）、第3次産業（販売・関連サービス）の情報の相互交流による連携強化によって新たな付加価値を生み出す6次産業（1次×2次×3次）の創造的発展をめざす必要があります。

福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」において、県北地域は、高い工業集積を有するとともに、行政、教育・文化、商業、金融、医療などの高次都市機能の集積があり、本県の政治や教育の中心的役割を担っていくことが求められています。

本市のまちづくりの方向を定めた二本松市長期総合計画は、『いま拓く 豊かな未来 二本松』を将来像のキャッチフレーズとし、これの実現を図るために、次の3つの基本目標と、2つの政策実現のための方策と手法を定めて取り組んでいます。

基本目標

- 1 活力ある産業・観光交流のまちづくり
- 2 自然・歴史・文化を活かした観光交流のまちをつくる
- 3 活力と賑わいを創造する

政策実現のための方策と手法

- 1 市民との協働のまちづくり
- 2 自立できる自治体経営への転換

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

昭和30年代後半から40年代前半にかけての高度経済成長期においては、都市部の第2次・第3次産業の雇用吸収力の増大と、第1次産業と第2次・第3次産業の所得格差の拡大を生み、都市部と農村部の生活環境水準に格差をもたらし、この結果、農村部から新規学卒者・若年労働者を中心に都市部へと大量に流出することとなり、農業後継者難や生産年齢人口の減少、また、少子化・高齢化の進行及び後継者の結婚難など、地域社会の基礎的条件の維持に支障をきたす過疎化現象が生じてきました。

本市全体の人口の動向については、昭和35年には75,634人でありましたが、年々減少傾向にあり、平成17年には63,157人と16.6%もの人口が減少しました。年齢別には0歳から14歳までは68.6%の減少、15歳から64歳までは7.1%の減少（うち15歳から29歳までは22.5%の減少）となりましたが、逆に65歳以上の人口比率は、昭和35年には7.3%であったものが、平成17年には24.5%と高齢化が一段と進んでいる状況にあります。

これを過疎地域の旧岩代町・旧東和町の地域で見ると、人口は昭和35年には28,912人でありましたが、平成17年には16,493人と43.0%もの人口が減少しました。特に0歳から14歳までは81.6%もの人口が減少し、大きな問題となっています。

一方65歳以上の人口比率は、昭和35年には8.0%であったものが、平成17年には29.9%と増加し、少子高齢化が一段と進んでいる状況にあり、この傾向は今後も続くものと予測されます。

イ 産業の推移と動向

本市全体における産業構造については、第1次産業を中心に発展してきましたが、昭和30年代後半からの高度経済成長により産業構造も大きく変化し、第1次産業から第2次・第3次産業への移行が著しく、昭和35年には就業人口の66.0%を占めていた第1次産業が、平成17年には11.9%となり、第2次・第3次産業の就業者が増加しています。

過疎地域の旧岩代町・旧東和町地域においても、同じように第1次産業就業人口の減少が顕著であり、昭和35年には就業者の80.6%が第1次産業に従事していましたが、平成17年は18.7%となっています。

これらの傾向は今後も続く予想され、さらには、若年層の都市部への流出により第1次産業のみならず、第2次・第3次産業就業者の高齢化がさらに進むものと予想されます。

表1-1 (1) 過疎とみなされる区域の人口の推移 (国勢調査)

区 分		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
総 数	実 数 (人)	28,912	26,414	23,580	21,845	21,141	20,767
	増減率 (%)	—	△ 8.6	△ 10.7	△ 7.4	△ 3.2	△ 1.8
0～14歳	実 数 (人)	11,372	9,492	7,004	5,459	4,696	4,689
	増減率 (%)	—	△ 16.5	△ 26.2	△ 22.1	△ 13.9	△ 0.1
15～64歳	実 数 (人)	15,218	14,464	13,980	13,640	13,473	12,855
	増減率 (%)	—	△ 5.0	△ 3.3	△ 2.4	△ 1.2	△ 4.6
15～29歳	実 数 (人)	5,351	4,650	4,448	4,469	4,265	3,397
	増減率 (%)	—	△ 13.1	△ 4.3	△ 4.6	0.5	△ 4.6
65歳以上	実 数 (人)	2,322	2,458	2,596	2,746	2,972	3,223
	増減率 (%)	—	5.9	5.6	5.8	8.2	8.4
若年者比率 (%)		39.3	35.9	29.7	25.0	22.2	22.6
高齢者比率 (%)		8.0	9.3	11.0	12.6	14.1	15.5

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	岩代地域	東和地域
総 数	実 数 (人)	20,129	19,377	18,092	16,493	8,693	7,800
	増減率 (%)	△ 3.1	△ 3.7	△ 6.6	△ 8.8	—	—
0～14歳	実 数 (人)	4,447	3,541	2,700	2,092	1,106	986
	増減率 (%)	△ 5.2	△ 20.4	△ 23.8	△ 22.5	—	—
15～64歳	実 数 (人)	12,117	11,282	10,452	9,473	5,057	4,416
	増減率 (%)	△ 5.7	△ 6.9	△ 7.4	△ 9.4	—	—
15～29歳	実 数 (人)	2,959	2,914	2,922	2,553	1,388	1,165
	増減率 (%)	△ 12.9	△ 1.5	0.2	△ 12.6	—	—
65歳以上	実 数 (人)	3,769	4,554	4,940	4,928	2,530	2,398
	増減率 (%)	16.9	20.8	8.5	0.2	—	—
若年者比率 (%)		22.1	18.3	14.9	12.7	12.7	12.6
高齢者比率 (%)		18.7	23.5	27.3	29.9	29.1	30.7

※ 若年者比率 = 0～14歳人口／人口総数

高齢者比率 = 65歳以上人口／人口総数

表1-1 (1) 二本松市の人口の推移 (国勢調査)

区 分		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年
総 数	実 数 (人)	75,634	72,108	68,583	66,745	66,709
	増減率 (%)	—	△ 4.7	△ 5.5	△ 2.0	△ 0.1
0～14歳	実 数 (人)	28,388	24,017	18,876	16,246	15,274
	増減率 (%)	—	△ 15.4	△ 21.4	△ 13.9	△ 6.0
15～64歳	実 数 (人)	41,755	42,194	42,833	43,418	43,550
	増減率 (%)	—	1.1	1.5	1.4	0.3
15～29歳	実 数 (人)	13,570	14,947	15,316	15,355	14,146
	増減率 (%)	—	10.1	2.5	0.3	△ 7.9
65歳以上	実 数 (人)	5,491	5,897	6,874	7,081	7,885
	増減率 (%)	—	7.4	16.6	3.0	11.4
若年者比率 (%)		37.5	33.3	27.5	24.3	22.9
高齢者比率 (%)		7.3	8.2	10.0	10.6	11.8

区 分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総 数	実 数 (人)	67,151	67,192	67,268	66,077	63,157
	増減率 (%)	0.7	△ 0.2	0.4	△ 0.8	△ 4.4
0～14歳	実 数 (人)	15,348	14,255	12,457	10,553	8,923
	増減率 (%)	0.5	△ 7.1	△ 12.6	△ 15.3	△ 15.4
15～64歳	実 数 (人)	42,991	42,436	41,940	40,905	38,781
	増減率 (%)	△ 1.3	△ 1.3	△ 1.2	△ 2.5	△ 5.2
15～29歳	実 数 (人)	11,956	11,290	11,676	11,950	10,510
	増減率 (%)	△ 15.5	△ 5.6	3.4	2.3	△ 12.1
65歳以上	実 数 (人)	8,812	10,501	12,871	14,619	15,453
	増減率 (%)	11.8	19.1	22.6	13.6	5.7
若年者比率 (%)		22.9	21.2	18.5	16.0	14.1
高齢者比率 (%)		13.1	15.6	19.1	22.1	24.5

※ 若年者比率 = 0～14歳人口／人口総数
 高齢者比率 = 65歳以上人口／人口総数

表1-1 (2) 過疎とみなされる区域の人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成21年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	18,815人	—	17,381人	—	△7.6%	16,016人	—	△7.9%
男	9,316人	49.5%	8,611人	49.5%	△7.6%	7,912人	49.4%	△8.1%
女	9,499人	50.5%	8,770人	50.5%	△7.7%	8,104人	50.6%	△7.6%

表1-1 (2) 二本松市の人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成21年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	66,898人	—	64,399人	—	△3.7%	61,951人	—	△3.8%
男	32,678人	48.8%	31,543人	49.0%	△3.5%	30,312	48.9%	△3.9%
女	34,220人	51.2%	32,856人	51.0%	△4.0%	31,639人	51.1%	△3.7%

表1-1 (3) 過疎とみなされる区域の産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分		総 数	第一次産業 就業人口比率	第二次産業 就業人口比率	第三次産業 就業人口比率
昭和35年	実 数	14,212人	80.6%	6.1%	13.3%
昭和40年	実 数	12,652人	78.3%	6.9%	14.8%
	増減率	△ 11.0%	—	—	—
昭和45年	実 数	12,539人	72.5%	12.6%	14.9%
	増減率	△ 0.9%	—	—	—
昭和50年	実 数	11,779人	61.6%	20.8%	17.6%
	増減率	△ 6.1%	—	—	—
昭和55年	実 数	11,667人	51.0%	28.1%	20.9%
	増減率	△ 1.0%	—	—	—
昭和60年	実 数	11,470人	43.0%	35.8%	21.2%
	増減率	△ 1.7%	—	—	—
平成2年	実 数	11,036人	33.4%	42.5%	24.1%
	増減率	△ 3.8%	—	—	—
平成7年	実 数	9,934人	19.4%	50.2%	30.4%
	増減率	△ 10.0%	—	—	—
平成12年	実 数	9,397人	19.5%	47.9%	32.6%
	増減率	△ 3.3%	—	—	—
平成17年	実 数	8,561人	18.7%	43.4%	37.8%
	増減率	△ 8.9%	—	—	—
平成17年岩代地域	実 数	4,581人	20.0%	40.7%	39.3%
平成17年東和地域	実 数	3,980人	17.2%	46.6%	36.2%

表 1-1 (3) 二本松市の産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分		総 数	第一次産業 就業人口比率	第二次産業 就業人口比率	第三次産業 就業人口比率
昭和 35 年	実 数	35,882 人	66.0%	12.6%	21.4%
昭和 40 年	実 数	34,113 人	59.9%	14.6%	25.5%
	増減率	△ 4.9%	—	—	—
昭和 45 年	実 数	35,675 人	52.1%	21.3%	26.6%
	増減率	4.6%	—	—	—
昭和 50 年	実 数	34,671 人	42.1%	27.6%	30.3%
	増減率	△ 2.8%	—	—	—
昭和 55 年	実 数	35,319 人	34.6%	32.4%	33.0%
	増減率	1.9%	—	—	—
昭和 60 年	実 数	35,305 人	28.7%	37.5%	33.8%
	増減率	0.1%	—	—	—
平成 2 年	実 数	35,558 人	21.8%	41.9%	36.3%
	増減率	△ 2.2%	—	—	—
平成 7 年	実 数	34,766 人	13.1%	44.2%	42.7%
	増減率	△ 2.2%	—	—	—
平成 12 年	実 数	34,354 人	12.5%	42.4%	45.1%
	増減率	△ 1.2%	—	—	—
平成 17 年	実 数	32,322 人	11.9%	37.6%	50.5%
	増減率	△ 5.9%	—	—	—

(3) 市の行財政の状況

ア 行政の状況

二本松市は、平成17年12月1日の合併を機に行政組織を再編し、旧3町の役場庁舎はそれぞれの住民サービスを行う総合支所として活用されています。

イ 財政の状況

旧岩代町の平成16年度の財政規模は45億円規模で、平成12年度と比較して、12%の減となりました。うち、地方債は、3.8億円から6億円に増加しています。

また、財政力指数は、平成16年度が0.25と財政力の弱い団体となっています。一方、公債費負担比率は、16.0と高い比率となっています。

表1-2 (1) 市町村財政の状況(旧岩代町)

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成16年度
歳入総額 A	5,131,125	4,509,059
一般財源	3,892,352	2,933,615
国庫支出金	377,323	215,909
都道府県支出金	234,477	232,740
地方債	377,700	608,000
うち過疎債	189,400	62,300
その他	249,273	518,795
歳出総額 B	4,962,995	4,338,964
義務的経費	1,813,701	1,762,629
投資的経費	1,609,304	1,028,399
うち普通建設事業	1,463,507	993,613
その他	1,539,990	1,547,936
過疎対策事業費(再掲)	1,366,340	572,260
歳入歳出差引額C(A-B)	168,130	170,095
翌年度に繰り越すべき財源 D	57,880	83,264
実質収支 (C-D)	110,250	86,831
財政力指数	0.22	0.25
公債費負担比率	15.1	16.0
実質公債費比率	-	-
起債制限比率	9.4	8.1
経常収支比率	73.4	88.1
将来負債比率	-	-
地方債現在高	4,318,088	4,820,221

旧東和町の平成16年度の財政規模は40億円規模で、平成12年度と比較して、11%の減となりました。うち、地方債は、3.8億円から4.9億円に増加しています。

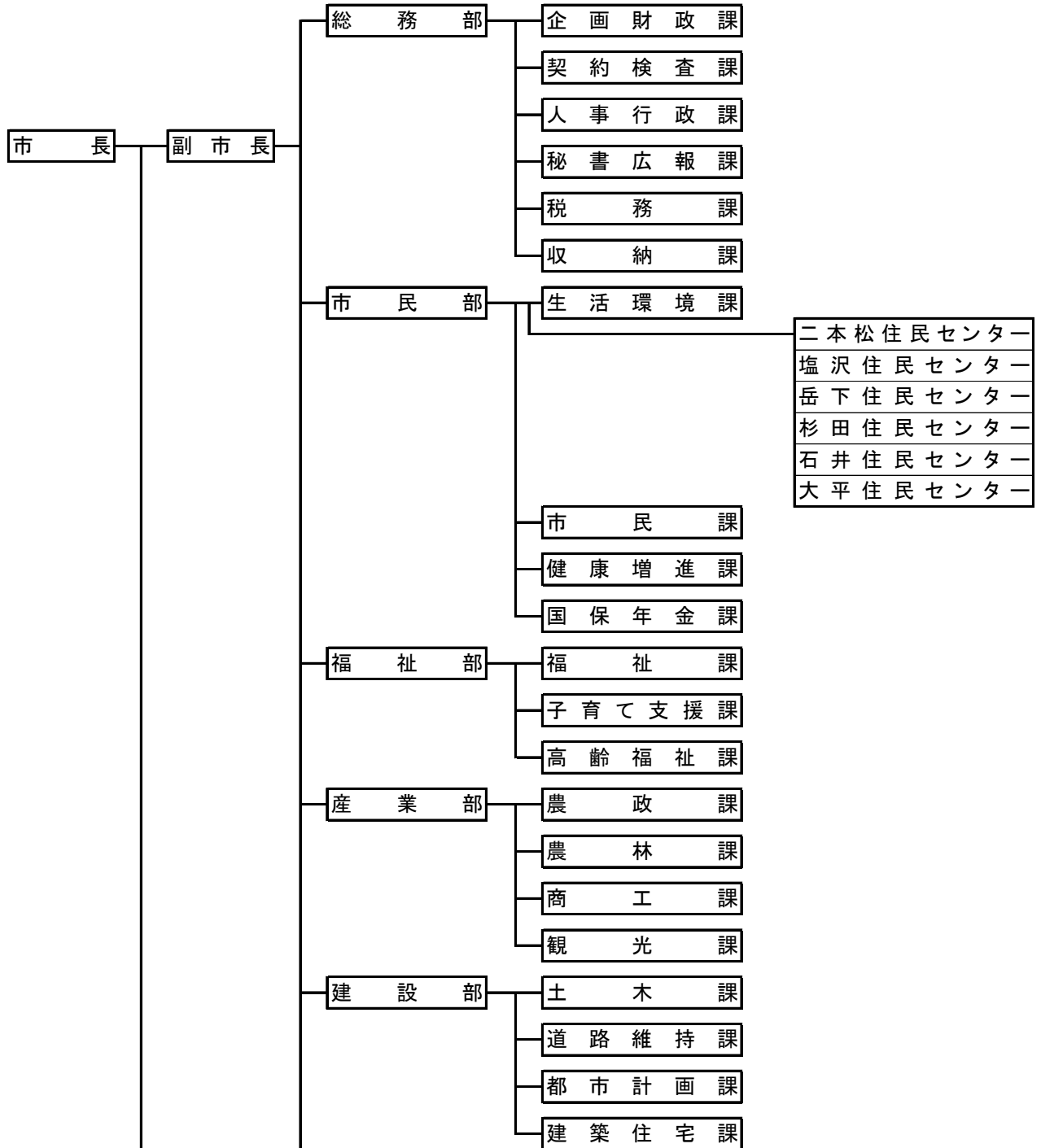
また、財政力指数は、平成16年度が0.21と財政力の弱い団体となっています。一方、公債費負担比率は、17.0と高い比率となっています。

表1-2 (1) 市町村財政の状況(旧東和町)

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成16年度
歳入総額 A	4,520,652	4,011,936
一般財源	3,387,714	2,605,744
国庫支出金	293,831	181,768
都道府県支出金	232,641	201,276
地方債	383,300	486,900
うち過疎債	54,400	146,900
その他	223,166	536,248
歳出総額 B	4,457,868	3,905,974
義務的経費	1,763,523	1,687,481
投資的経費	1,222,297	736,350
うち普通建設事業	1,074,243	702,145
その他	1,472,048	1,482,143
過疎対策事業費(再掲)	61,191	289,327
歳入歳出差引額C(A-B)	62,784	105,962
翌年度に繰り越すべき財源 D	12,430	8,032
実質収支 (C-D)	50,354	97,930
財政力指数	0.18	0.21
公債費負担比率	18.4	17.0
実質公債費比率	-	-
起債制限比率	8.5	9.0
経常収支比率	75.7	87.2
将来負債比率	-	-
地方債現在高	4,579,453	4,515,283

二本松市行政組織図（平成22年4月1日現在）



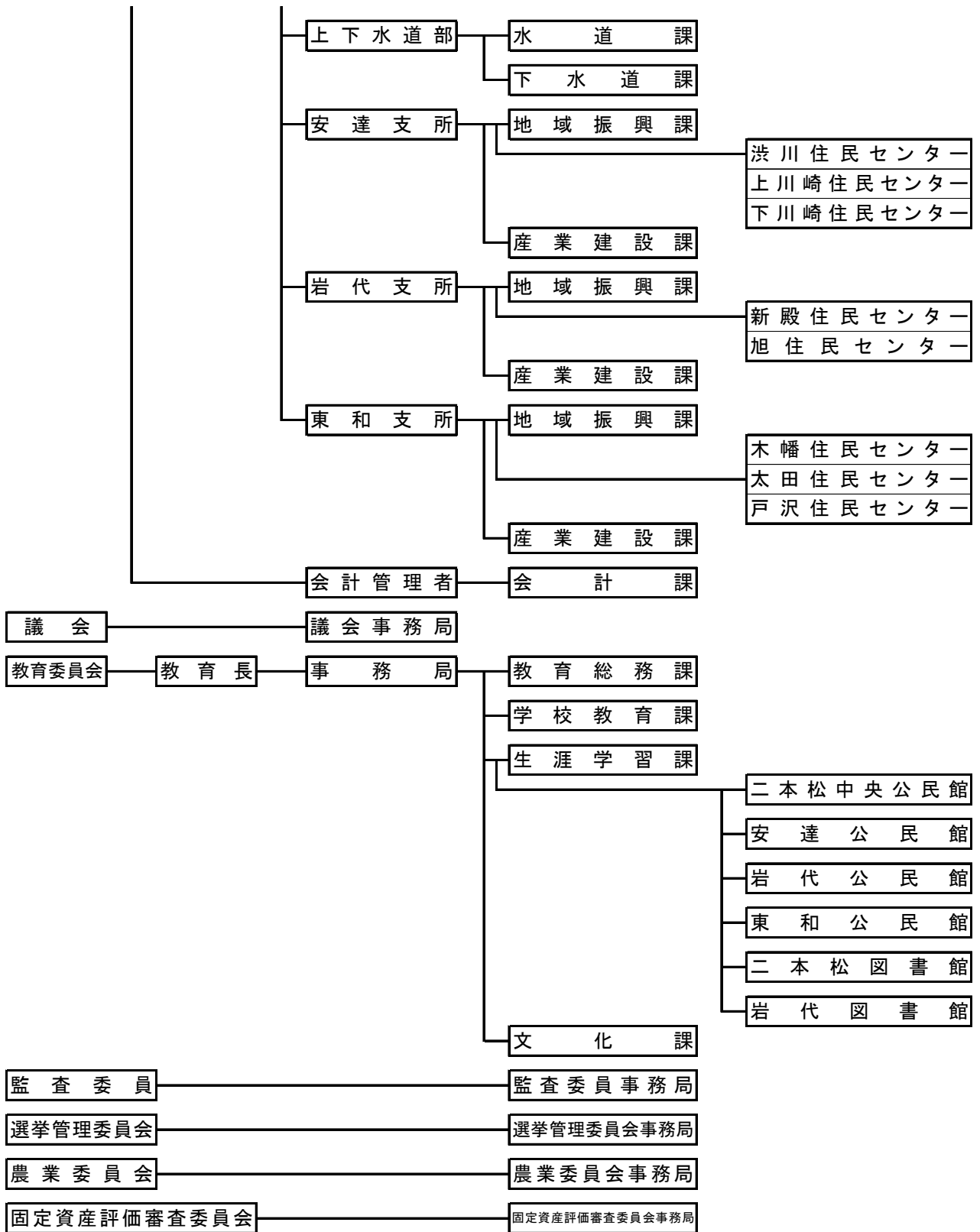


表 1-2 (2) 過疎とみなされる区域の主要公共施設の整備状況

区 分	昭和45年 度 末	昭和55年 度 末	平成2年 度 末	平成12年 度 末	平成20年 度 末
市町村道改良率 (%)	—	—	36.6	43.4	46.0
市町村道舗装率 (%)	—	—	32.8	48.0	54.9
耕地 1ha 当り農道延長 (m)	23.1	13.7	3.5	3.9	4.3
林野 1ha 当り林道延長 (m)	5.9	7.4	6.0	6.8	6.8
水道普及率 (%)	—	8.0	18.8	33.6	43.0
水洗化率 (%)	—	—	—	45.1	62.9
人口千人当り病院、診療所の病床数 (床)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表 1-2 (2) 二本松市の主要公共施設の整備状況

区 分	昭和45年 度 末	昭和55年 度 末	平成2年 度 末	平成12年 度 末	平成20年 度 末
市町村道改良率 (%)	—	—	39.0	45.7	47.8
市町村道舗装率 (%)	—	—	35.7	50.9	54.9
耕地 1ha 当り農道延長 (m)	—	—	—	8.5	6.8
林野 1ha 当り林道延長 (m)	—	—	—	4.4	4.9
水道普及率 (%)	24.0	44.2	52.8	66.7	79.2
水洗化率 (%)	—	—	—	56.0	73.8
人口千人当り病院、診療所の病床数 (床)	5.0	8.0	8.0	8.0	8.0

(4) 地域の自立促進の基本方針

① 地域の自立促進の基本目標

ア 自立促進の基本的方向

本市の過疎とみなされる地域では、過疎地域の指定を受けて以来、地域の特色を生かしながらか過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づく各計画により、生活環境の整備、公共施設の整備、産業の振興と地域の自立に向けて鋭意努力してきました。

しかしながら、全体的な整備水準については、いまだ他地域との格差があり、若年層の地域外への流出や少子高齢化の進行などにより、地域活力は低下しています。

また、基幹産業である農林業が停滞し、新規企業立地も見込めない現状にあり、さらには、環境保全意識の高まり、高度情報化の進展、生活圏の広域化などにより、行政ニーズは多様化してきています。

本市の均衡ある発展を図るため、過疎とみなされる地域においても「二本松市長期総合計画」に基づき、各地域の特色に配慮したまちづくりを進めます。

イ 基本理念（二本松市長期総合計画の基本理念）

活力 安全と安心 共生と協働

ウ 将来像（二本松市長期総合計画の将来像）

自然の恵み 先人の知恵 いまに息づく文化の香り

「いま拓く 豊かな未来 二本松」

エ 基本目標

1. 活力ある産業・観光交流のまちづくり

市民の雇用の場を確保するとともに、時代の変化を先取りしながら元気な産業を育て、本市の個性と魅力を育て、交流のさかんなまちづくりを目指します。

本市農業を一層振興するため、農業の担い手の育成を進め、特産品のブランド化など競争力ある産地を形成します。一方、市内の企業がさらに活力をもつことができるよう、地場産業の振興と企業立地を促進します。

本市のもつ自然・歴史・文化を最大限に活用し、その魅力を積極的に発信することで、住む人と訪れる人いずれもが満足できる、もてなし観光を推進します。また、交流による地域活性化を推進します。

中心市街地のビジョンを明確にしつつ、賑わいのあるまちづくりや商業拠点の整備などを進め、中心市街地の活性化を図ります。また計画的な都市づくりを推進し、良好な市街地を形成します。交流の基盤となる道路ネットワークを整備し、豊かな市民生活と活発な経済活動を促進します。

2. 人を育てるすこやかなまちづくり

地域の活性化を担うのは、人材です。市民が生涯にわたり、自分の夢や目的の実現に向けて自らの力を発揮することのできるまちづくりを目指します。

子どもを産み、育てることへの不安感や負担感を少しでも減らすことができるよう、環境の整備や子育て家庭の経済的負担の軽減を進め、また、働く女性が増える中で、多様な保育サービスの充実など、子育てと仕事・家事の両立支援に努めます。

子どもたちの学力・規範意識・体力の低下が指摘されている中で、21世紀を生き抜くうえで必要となる確かな学力を習得し、体力を向上させることのできる教育環境を整えます。読書活動の推進や体験学習機会の拡充などを通して豊かな心の醸成に努める一方、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割をよく理解し、連携し合う地域教育の充実を図ります。

充実した人生を送るため、生涯にわたる多様な学習機会の提供や市民芸術・文化活動を支援するとともに、市民主体の学習活動への参加を促進します。

健康に配慮した生活習慣を確立することが重要であり、市民一人ひとりの健康づくりを促進するとともに、健康の保持・増進に加え、交流の楽しみをもたらす生涯スポーツ活動を推進します。

3. 安全・安心、市民の暮らしを支えるまちづくり

人と自然が共生し、市民一人ひとりの暮らしの安全が守られ、将来にわたって安心して暮らしていけるまちづくりを目指します。

持続可能な社会づくりに向けて、自然と共生のまちを目指し、資源の循環利用の考え方を大切に、市民の理解を得ながら循環型社会の実現に向けた運動を推進します。生活排水処理による水環境の保全やごみの不法投棄対策など環境保全・環境美化の推進、公害防止体制を整備します。さらに農林業が本来持っている自然循環機能を十分に発揮できるよう、豊かな森林づくりや環境保全型農業などを推進します。

日常生活に必要な生活交通の充実、水の安定供給など、生活の利便性の向上を図るとともに、生活を支える基本的な機能を地域拠点に集積し、居住環境の整備を図ります。市民が生命と財産を守り安全に暮らせることは生活の基本であり、災害に的確に対応でき、耐震対策にもすぐれた災害に強いまちづくりを推進します。

一方、医療・福祉サービスの充実を進め、限られた医療・福祉資源の効率的活用や地域で支えあう社会を形成し、各種サービスを利用しながら安心して暮らし続けることのできるまちづくりを進めます。生活スタイルの変化や日常生活の不安が広がるなどの中にあって、地域の安全対策や生活相談の充実などを通して、私たちの生活を脅かすことがないような社会をつくれます。

オ 政策実現のための方策と手法

1. 市民と協働のまちづくり

市民ニーズが複雑・多様化する中で、よりよいまちづくりを進めていくには、地域のことは地域で決めるという自治意識の確立と、市民の参画が不可欠となっており、市民と行政の

協働のまちづくりを推進します。

広報・広聴の充実や市政情報の提供・公開により、開かれた行政を推進します。また、市民と行政の役割分担による協働のルールづくりや連携を進めることにより、協働への意識や関心を高める一方、民間事業者との連携・機能分担を推進し、公共サービスの効率化に努めます。

2. 自立できる自治体経営への転換

行政の役割は自らがまちづくりの牽引役となるのではなく、市民の活動を最大限引き出すためのつなぎ役であり、コーディネーターとして市民の主体的な取り組みを促進します。

市民にとって利用しやすい親切で明るい市役所を目指すとともに、効率的・効果的な行政運営を実現し、市民が満足する行政サービスの提供に努めます。財源の安定確保や効率的な財政運営により財政の健全化を推進する一方、事務事業の整備・再編やコスト意識の徹底などに努めます。

(5) 計画期間

本計画の計画期間は、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6箇年間とする。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 産業全般

農業、林業、工業、商業、観光業では、それぞれの産業振興の取り組みが進んでいますが、一方で、産業を担う住民の高齢化、後継者不足等の問題を抱えており、農商工連携、生産・加工・流通・販売の一元化による取り組みに対する支援も行っていく必要があります。これらの新たな取り組みに対しては、特別融資制度等により支援していくことも求められています。

これまでに整備が進められてきた交流拠点・遊休施設等を活かした新たな流通・販売チャンネルの構築も進めていくことが必要です。

また、情報化の進展に伴い、SOHO等による情報関連産業や、ベンチャービジネス、コミュニティビジネス及び高齢社会に対応した新規産業の支援を行っていくことも求められています。

② 農業

本地域の農業は、農業生産の基盤をなす耕地のほとんどが阿武隈高地特有の起伏に富んだ山間丘陵地に点在しています。平成17年農林業センサスによると、岩代地域の経営耕地面積は、田が477ha、畑が477ha、樹園地が28haとなっており、東和地域の経営耕地面積は、田が389ha、畑が272ha、樹園地が64haとなっています。

水田の多くは狭隘な谷間にそって枝状に散在し湿田が多く、畑は山腹の急傾斜地に分布し、形状が複雑で機械化や団地化が困難であることなどから、経営耕地面積は年々減少の一途をたどってきました。特に、地域の基幹作物であった養蚕農家の激減により、桑園の多くが遊休耕地となっています。

また、高齢化による担い手不足もあり、田畑に休耕が目立ち生産環境は厳しい状況にあります。さらに、農産物の輸入自由化などによる農産物の価格低迷などが農家経営を圧迫し、農家数の減少や兼業化が急速に進んでいます。

一方、輸入農産物の残留農薬問題や遺伝子組替えの問題などから食の安全への関心が高まり、産地や生産者名の表示が義務づけられるようになってきました。また、風土や伝統に支えられた地元の食材や食文化を見直すスローフード運動や、地産地消などが広がりを見せ、大きな転換期を迎えています。

これらの現状を踏まえて、経営感覚に優れた認定農業者の育成、中核的農家への農地利用集積、作業受委託による規模拡大、集落営農の推進、既存作目の拡大・施設化、低価格に対処するための省力化等、他産業なみの農業所得を獲得できる経営技術の導入を図っていく必要があります。また、新たに農業に取り組もうとする人に対し、農業技術を習得するための研修等を支援していく必要があります。

③ 林業

林野面積の現状を見ると、岩代地域では、林野面積は5,103haであり、総面積の51.9%を占めています。東和地域では、林野面積は3,330ha、総面積の46.1%を占めており、どちらの地域でも多くの面積を占めています。

人工林は、植林後経過年数35年以下が多く、今後、保育、間伐等の計画的な森林施業が必要となっています。

森林は、土地や自然景観の保全、水源かん養、山の恵み、安らぎの場の提供など、住民の暮らしと深い関わりを持っていますが、林業従事者の減少、高齢化により経営基盤が零細となり、生産基盤の立ち遅れ、適正な森林管理が進まない状況にあります。

さらに近年は、低コストで安定供給体制が整っている外国産材の輸入などにより、国産材の需要低下や価格の低迷が続いています。

森林、林業の重要性を認識し、緑豊かな自然を大切にしながら森林の有効活用を図るとともに、林道等の整備を行っていく必要があります。

また、良質な林産物の生産の奨励や特産林産物の生産振興を図り、特産品の産地化の推進を図る必要があります。

④ 工業

平成19年の工業統計によると、本市の工業は192事業所で従業者7,927人、製造品出荷額は、17,925百万円となっています。

若者の流出に歯止めをかけ、定住を促進するためには、企業誘致による雇用の場の確保は欠かせない条件であることから、社会経済の状況等を見極めた企業誘致に努めるとともに、地元企業の育成や起業化による新規学卒者の就労機会の創出を図る必要があります。

本市は、県の中心都市である福島市や郡山市に近いという恵まれた立地条件にあることから、独自の企業立地奨励制度を設けて、雇用機会を拡大する企業の誘致に努め、工業振興を推進することとしています。

岩代地域及び東和地域の事業所は、地域内各地に散在しており中小零細事業所が多く、雇用者はパートや臨時雇用など不安定な就労者が多い現状にありますので、人材育成補助、制度資金融資等の中小企業支援策により、地元企業の育成、経営基盤の強化に努める必要があります。

また、隣接する市町村の製造業との関連、自然豊かな環境など、地域の特色を活かした企業誘致を促進する必要があります。

⑤ 商業

平成19年の商業統計によると、本市の商業は法人・個人合わせて642事業所、従業者数3,328人、年間販売額47,445百万円となっています。

本市の中心市街地と地域拠点地区の商店街は、車社会の進展、大型店の進出、消費者ニーズの高度化、多様化のなか、活力を失い、経営者の高齢化や後継者不足、兼業化や廃業によ

り、空き店舗が増加し、空洞化が進んでいます。

岩代地域では、小浜、新殿、百目木、田沢地区の主要な集落の一般居住地区に店舗等が混在しています。東和地域では、中心地である針道地区の主要道路沿いに店舗の約半数近くが集中し、その他の3地区に商店街が形成されています。

これら地域の事業者は、日用品・食料品を扱う地域生活インフラとしての役割を担うだけでなく、地域の祭りやイベント、消防、防犯等の地域活動の担い手であったため、地域内消費の減少による商店の衰退は、地域の維持にも支障を生じかねない状況にあります。

このため、商工会との連携による経営相談の強化、共通ポイントサービス等の支援など、地域の特色を活かした商業活性化対策を講じる必要があります。

また、高齢者が多い集落等に対しては、配達サービスや配食サービスなど、福祉施策と連携した商業の維持を図っていく必要があります。

⑥ 観光・レクリエーション

近年のライフスタイル・価値観の多様化により、余暇の過ごし方も多様化しており、観光も従来の物見遊山的なものから、その土地の文化や歴史に触れる体験型や学習型の観光、グリーンツーリズムやエコツーリズムなど自然とのふれあいを求める観光、癒しや安らぎを求める観光等多様化しています。また、市内には数多くのオープンガーデンが存在しており、民間の資源を有効に活用し、これらをネットワークで結び誘客の増加を図ることも重要です。多様化するニーズを踏まえた観光・レクリエーションの提供を進めるとともに、都市との交流を進めていくことが必要です。

【岩代地域】

本地域は、豊かな自然景観や歴史的な史跡・名勝、あるいは巨木・名木、伝統的な芸能・祭り・行事など多様な地域資源に恵まれており、特にうつくしま百名山にも選定されている県立自然公園「日山」や、国の天然記念物である巨木「杉沢の大杉」、「万人子守地蔵尊」、さらに、「合戦場のしだれ桜」がマスコミにとりあげられたこともあり、県内外に広く知れわたり多くの観光客が訪れるようになってきています。

また、「日山キャンプ場」や「日山パークゴルフ場」の利活用及び名目津温泉（単純弱放射能冷鉱泉）が開設されたことにより、観光客の増加が一層見込まれるほか、地域内には未発掘の大木・古木、景勝地、清水、水辺等、多くの地域資源が存在し、これら資源を再整備するなど、新たな視点に立って観光・レクリエーションの開発・振興を図ることが必要となっています。

【東和地域】

本地域は、歴史を秘めた数多くの文化財やおだやかな山村風景などの資源に恵まれ、四季を通じて多くの人々に親しまれています。特に、名勝地の木幡山一帯、キャンプ場のある夏無沼一帯、カヌーのメッカ阿武隈川島山一帯と阿武隈漕艇場、塩の道白髭宿、パラグライダーの基地羽山一帯などは観光資源としての魅力を持ち、東北のボストンマラソンと称される

「東和ロードレース大会」や国指定重要無形民俗文化財の「木幡の幡祭り」、市指定無形民俗文化財「針道のあばれ山車」などのイベントも開催されます。

また、国道349号沿いに整備された「道の駅ふくしま東和」では、地元特産品の野菜や農産物をはじめ、農産物の加工品、桑製品、陶芸品、木工品などの直売等が行われ、市民や観光客の憩いの場となっています。

滞在型観光地として確立するため、地域資源を有効に活用し、アウトドアスポーツを中心に自然とのふれあいや農業体験など、農村体験型のグリーンツーリズムの構築を図り、観光資源やイベントの活用も図りながら滞在型の観光地づくりを進める必要があります。

(2) その対策

① 産業全般

- 農商工連携、生産・加工・流通・販売の一元化による取り組みに対する支援を行います。
- 地域産業の振興はもとより、新規企業の立地促進、地域特性を活かした新産業創出等を積極的に支援するなど、安定した雇用の場を確保し、地域の中心的な担い手となる若年層の地域外流出の防止及びU J Iターンを促進します。
- SOHO等による情報関連産業や、ベンチャービジネス、コミュニティビジネス及び高齢社会に対応した新規産業の創出等に努めます。
- 主体性と創意のある地域づくりを目指し、行政、生産者等の関係団体等と連携し、市場のニーズを的確に捉えた売れる商品づくりにより、ふるさと産業おこしを推進します。

② 農業

- 中核農家や生産組織等による生産性の高い農業ができるよう、優良農地を対象に生産基盤を整備し、機械化の導入を推進して省力化を図るなど、総合的に農村定住基盤の強化を図ります。
- 農地の流動化、機械の共同利用、農作業の受委託等を行い、地域営農のシステムを確立します。
- 遊休農地については、集団的条件整備により中核農家へ農地集積を図るなど、地域の特性を生かした地域特産物の導入等により、高収入・高付加価値型農業を推進します。
- 地域農業の中心となる先進的知識・技術を有する中核的な農家として認定農業者を育成し、集落営農活動の中心となる生産組織の育成と生産団体との連携を図ります。
- 生産方式の高度化や、経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材育成及び、女性農業者、新規就農者の育成に取り組むため、各種研修を実施するとともに、意欲と能力のある者が幅広く、かつ、円滑に農業に参入し得るよう、家族経営協定の推進や相談機能の一層の充実を図ります。
- 新たに農業に取り組もうとする人に対し、農業技術を習得するための研修期間の生活等を支援し、後継者育成の推進を図ります。
- 過疎地域自立促進特別事業として、新規就農者研修等支援事業（研修生用住宅整備や生活

費援助等)を実施します。

- 観光農園の整備や農産品オーナー制度の推進、さらには農家民泊農作業体験事業の実施など、消費者との農業交流事業の推進に努めます。
- 畜産の振興のため乳用牛農家においては、低コスト化生産を進めるための粗飼料圃場の確保、搾乳牛と育成牛の確保を図り、繁殖牛・肥育牛においては、育種価を基本とした導入と改良、精液確保及び繁殖・肥育一貫経営を推進します。
- 地元農産物加工品等の開発に努めるとともに、直売所やふるさと小包の充実など、有利販売のための流通ネットワークづくりに努めます。
- 過疎地域自立促進特別事業として、新ふるさと農村おこし推進事業(ブランド産品の振興・開発、振興作物導入等)を実施します。
- 農用地や農業施設等の資源、気象条件を活かし、農業生産力を十分に発揮するため、園芸や畜産、菌茸の生産を支援します。
- 特色ある農産物の生産、機能性農産物を活用した特産品づくりを推進し、働く場と収入の確保に努めます。
- 農業生産を核とし、生産した農産物の加工、流通、販売などアグリビジネスへの取り組みを支援し、農業経営の向上と地域活性化を図ります。
- 生産基盤の整備のため、農業振興基本計画に基づき、ほ場・農道・用排水路の整備を進めます。また、地域特性を活かした農業を展開するため、園芸用ハウス等の整備を進めます。
- 耕種農家と畜産農家が連携し、良質な堆きゅう肥を使った農業を進め、資源循環型の農業や環境保全型の農業を推進します。
- 付加価値を加えた商品の開発、地域農産物の直売、地産地消の実践などを行い、道の駅との相乗効果を図ります。
- 農林水産加工品による特産品開発を促進するため、各団体、グループ等による研究開発を支援します。
- 水稻 コシヒカリ・ひとめぼれ・チヨニシキを推奨し、作業や機械の共同化を進めます。また、水田を担い手に集中させ、効率の良い経営体を目指します。
- 中山間地域等直接支払制度を継続要望し、地域営農を進め、特色ある農業を目指します。
- 市で推奨する野菜の産地化を図ります。
- 葉たばこについては、現在の生産量を維持するとともに、機械化を進め効率の良い生産を進めます。
- 果樹については、リンゴに加えオウトウの団地化を図り、良質の果樹生産を推進します。また、観光農園としても活用を図ります。
- 花きについては、花・花木・グランドカバープランツなどの生産拡大を図ります。
- 都市の小中学生・高校生による長期宿泊体験活動の交流事業等を推進していきます。
- 過疎地域自立促進特別事業として、グリーンツーリズム推進事業(体験農業の推進助成、農家民宿の推進助成等)を実施します。
- 地域特産の伝統野菜を活用した新たな特産品開発等を進めるため、農産物加工設備等の設置を図ります。

③ 林業

- 森林のもつ多面的機能を確保するため、計画的な林業基盤の整備を図り、適切な保育管理を推進し、森林病虫害の防除や林野火災発生を防止を図ります。
- 保全上重要な森林は保安林に指定する等、その機能保全に努めます。
- 森林整備計画を樹立し、特定広葉樹育成施策を推進するとともに、人工林の保育・間伐等の促進、作業道の開設等に努めます。
- 林業従事者の減少、就業者の高齢化に対応する担い手の育成・確保、受委託組織体制の整備等に努めます。
- きのこと木炭等の特用林産物の生産については、地域の特性を生かし競争力ある産地づくりを目指すとともに、再利用が難しい遊休桑園を活用した林産物等の植栽の補助制度を確立し産地化を図ります。
- 人と環境に優しい素材の木材を有効に活用し、地元産の木材を積極的に利用し地産地消の推進を図ります。
- 森林とのふれあいの場の整備拡充や住民参加の緑化運動を推進し、みんなで森を守り育むという意識の醸成に努めます。
- 自然環境に配慮し、自然体験、学習の場などレクリエーション活動を積極的に実施するとともに、都市との交流を図り、山村の活性化を図ります。
- 林業技術の研究、開発と林業者の健康増進及び、担い手育成のための林業活動拠点施設として、森林センター（ウッディハウスとうわ）の有効活用を図ります。

④ 工業

- 企業立地を奨励するため、立地企業への優遇制度を活用するとともに、企業のニーズに対応したオーダーメイド方式による工業用地の確保や、地理的条件、自然環境、人材確保等、本地域の特色・魅力を情報発信することにより、新規企業の立地促進に努めます。
- 地元企業を育成し、経営基盤を強化するため、人材育成支援や制度資金融資などの中小企業支援施策の強化、商工会と連携した経営相談や経営指導の充実及び雇用を創出する起業の促進を図ります。
- 農業や観光産業などと連携し、地域の資源を活かした製品の開発、販路開拓に努めます。

⑤ 商業

- 商工会と連携して、経営相談、経営指導の強化を図るとともに、商業後継者や地域リーダーの育成に努めます。
- 地域の状況や特色を把握し、地域消費者のニーズに対応した商店会の共同事業や活性化イベントの開催を支援します。
- 高齢者の福祉対策と連携し、配達サービスや配食サービス等、地域生活に必要な商業機能を維持する取組みを支援します。
- 農林産物加工品による特産品開発を促進するため、研究開発を行う各団体、グループ等と連携し、販路開拓に努めます。

⑥ 観光・レクリエーション

- 自然とのふれあいの場や交流の拠点、公園などの観光拠点機能の総合的整備や宿泊施設の充実を図り、観光入込み客の拡大による地域の経済的なうおいの確保、就労の場の創出、地域活力の創造に努めます。
- 日山周辺、杉沢の大杉及び合戦場のしだれ桜、木幡山、夏無沼、阿武隈川、阿武隈漕艇場、塩の道白髭宿、羽山等を本地域の観光拠点地区と位置づけ、重点的に整備を進め、拠点機能の充実を図ります。
- 道の駅、農産物直売所を観光交流拠点と位置づけ、観光施設に関する情報発信を進めるとともに、施設の整備・充実に努めます。
- 農協や商工会等と連携を図って、特産品開発に努めます。
- 二本松市中心市街地や安達地域、近隣市町村や阿武隈地域など広域的な連携により、新たな観光ルートの設定や情報発信、広域イベントの開催などの広域観光ネットワークの形成を図ります。
- 滞在型市民農園の整備検討や都市との交流事業の推進、さらには本地域の伝統的芸能や行事・祭り等を広くPRすることにより、観光の通年化・滞在型観光の推進に努めます。
- 観光推進体制の強化のため、観光協会の育成や広域的連携体制の強化を図ります。
- 観光施設の適切な維持管理を図るため、管理運営体制の充実に努めます。
- 人と自然が共生する農山村の魅力を最大限に生かし、地域資源を活用したアウトドアの多彩な余暇活用プログラムの構築を図り、グリーンツーリズムを促進するとともに、農林業・商業と連携し、イベントや観光資源などを活用しながら、滞在型観光地づくりを図ります。
- 過疎地域自立促進特別事業として、花と緑の里再生支援事業（散策路、駐車場など観光協会への助成）を実施します。

(3) 計 画

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	中山間地域総合整備事業負担金 ・とうわ東地区 ①農業生産基盤整備事業 ・農業用排水施設整備 8路線 L=3, 620m ・農道整備 2路線 L=1, 180m ・ほ場整備 3団地 A=10.7ha ・暗渠排水整備 4団地 A=8.4ha ②生活環境基盤整備 ・集落道整備 4路線 L=2, 272m ・防火水槽整備 2箇所 ③生態系保全施設整備 1箇所	福島県	

(8) 観光又はレクリエーション	布沢フラワーロード整備事業 A=2.0ha ・散策路 L=280m W=2.5m ・駐車場 A=600 m ² ・東屋 1棟 ・植栽(花木) 600本	二本松市	
	中島の地蔵桜周辺整備事業 ・駐車場 A=1,002 m ² ・緑地公園 A=1,031 m ² (東屋1棟 植栽 ベンチ、散策路等)	二本松市	
	日山キャンプ場トイレ整備事業 ・水洗トイレ(バンガロー用5棟)	二本松市	
	合戦場のしだれ桜周辺整備事業 ・写真等展示室の整備 ・駐車場整備	二本松市	
	杉沢緑地広場周辺整備事業 ・駐車場整備	二本松市	
(9) 過疎地域自立促進特別事業	新規就農者研修等支援事業 ・研修生用住宅整備 ・研修生生活費援助 ・技術指導者謝礼 過疎化が進行し、地域の基幹産業である農業の後継者不足が深刻になっているため、本市において新たに農業に取り組もうとする方を支援し、定住・二地域居住を推進し、過疎化の進行に歯止めをかける。 基金の積み立てを行う。	二本松市	

	<p>新ふるさと農村おこし推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブランド製品の振興・開発 ・振興作物導入、増産助成 ・生産団体等の产品开发・研究のため助成 <p>農作物価格の低迷等により、地域の基幹産業である農業が衰退し始めているため、新たな振興産品等を開発しながら農村おこしを推進し、過疎化の進行に歯止めをかける。</p> <p>基金の積み立てを行う。</p>	二本松市	
	<p>グリーンツーリズム推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験農業の推進助成 ・農家民泊の推進助成 ・オーナーズ農業の推進助成 ・グリーンツーリズム推進組織への助成 ・ふるさと小包便の実施助成 ・首都圏及び地域間交流の促進 <p>過疎化が進行し、地域の基幹産業である農業の後継者不足が深刻になっているため、本市に関心を持たれる方等を増やしてながら定住・二地域居住を推進し、過疎化の進行に歯止めをかける。</p> <p>基金の積み立てを行う。</p>	二本松市	
	<p>花と緑の里再生支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光協会への助成 (散策路、駐車場、簡易トイレ設置等) <p>過疎化の進行に歯止めをかけるために、耕作放棄地を利用し植栽を進め、散策路、駐車場等を整備し、観光入込み客の増加を図り、地域の活性化に結びつけていく。</p> <p>基金の積み立てを行う。</p>	二本松市	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

① 道路

岩代地域の道路網は、幹線道路である国道349号、459号とこれらに接続する主要地方道飯野三春石川線、一般県道3路線と、それらを補完する市道・農林道等によって構成されています。東和地域の道路網は、幹線道路である国道349号、主要地方道原町二本松線、主要地方道飯野三春石川線、一般県道3路線と、それらを補完する市道・農林道等によって構成されています。

国道349号、459号は、本地域の最重要幹線道路であります。本路線は幅員も狭く屈曲しており急坂箇所が多いことから、車両の交互通行も容易でない状況であり、早急な整備が望まれています。

また、近年の広域的な交流やレジャー交通の増加、高齢者や女性運転者の増加等を背景に、道路の休憩施設整備が求められ、国道349号沿線としては初めて、県内では11番目の「道の駅ふくしま東和」が設置されました。

主要地方道飯野三春石川線は、福島空港、磐越自動車道へのアクセス道として極めて重要な路線であり、一部供用開始となった小浜バイパスの早期延長整備が望まれています。

主要地方道・一般県道については、冬期交通困難箇所があり、生活や地域間交流、レクリエーション等のためにも早期の整備が望まれています。

市道は、1・2級の幹線道路の整備は進んでいますが、生活路線であるその他の市道は、幅員も狭く屈曲しており急坂箇所が多いなど、冬期通行の安全性の確保が難しい路線があり、日常生活に支障をきたしている現状であるため、早急な整備が望まれています。また、平成22年度より実証運行を開始したコミュニティバスの路線についても、通行の安全性を確保していく必要があります。

農道は、農作業の合理化・省力化を図り農産物の集出荷、農産物の輸送のための幹線農道及び他市町村間とを結ぶ広域幹線農道の更なる整備が望まれています。

林道は、国産材の需要や価格の低迷等により、林業従事者の減少や高齢化により適正な森林管理が進まない状況にありますが、今後は林業基盤の整備、適切な保育管理推進のためにも林道の計画的整備が望まれています。

② 交通

本地域の公共交通機関は、岩代地域では7路線、東和地域では2路線の路線バスが運行されており、通勤・通学者はもとより高齢者など、交通弱者の日常の足として重要な役割を果たしています。しかしながら、近年のマイカーの普及、人口の減少傾向が続き、路線バス利用者が年々減少し、バス路線の維持が危惧されている路線もみられることから、住民の理解を求めながら利用促進を図っていく必要があります。

平成22年4月より、児童生徒やマイカーを利用しない方などの移動手段を確保するため、

安達地域と東和地域で二本松市コミュニティバスの実証運行を開始しており、運行の継続やエリアの拡大などを検討するとともに、地域の公共交通体系のあり方について、広域的連携の視点も加味して再検討することが必要です。

③ 情報化

高度情報化社会への移行が急速に進行する中で、電子商取引が拡大し、電子マネーが普及するなど、人々の身近な生活にまで高度情報化が浸透してきています。地域の情報化は、時間や距離の制約を克服し、住民サービスの向上及び地域の振興を図るうえでも必要不可欠なものです。地域によって情報発信能力、受信能力などの格差が広がりつつあります。

本地域においても、これまで行政情報や生活情報及び観光・イベント情報提供のため LED（電光掲示板）の設置や、防災行政無線システムの整備、地域イントラネット整備、自治体ネットワークシステム整備及び移動通信用鉄塔施設整備等、様々な情報化に取り組んできています。しかしながら、本地域は中山間地域特有の起伏のある地形であるため、ブロードバンド環境の整わない地域や、ラジオ・テレビの難視聴地域もあり、地上デジタルテレビ放送への完全移行に向けた対策と合わせて、これらの解消を図っていくことが必要です。

④ 地域間交流

過疎自立のためには、定住人口の増加が求められますが、本地域の基幹産業である農林業の衰退、後継者不足や若者の流出などにより、過疎進行に歯止めがかからず地域の自立促進には大きな問題となっています。

地域の後継者対策として、工場団地や住宅団地の造成、企業誘致、公共施設の整備などに取り組んできましたが、過疎脱却には至っていない現状にあります。

これらの施策とともに、グリーンツーリズムなど様々な事業を通して都市との交流を図り、自然、歴史、スポーツなどの総合的な調和のとれた活用により、二地域居住・交流人口の増加を図る必要があります。

(2) その対策

① 道路

- 本地域内の道路については、交通量の増大、車両の大型化に対応した道路の整備や歩行者の安全確保のための歩車道の分離等、安全施設の整備促進を図る必要があります。
- 国道459号と主要地方道飯野三春石川線は、住民生活と産業振興上極めて重要であり、国道459号の小浜バイパス整備を含めて、早期改良整備を関係機関に対し強く要望していきます。
- 国道349号及びその他の県道についても、未改良区間の改良整備促進を関係機関に要望していきます。
- 市道については、主要幹線道路について優先的に整備を進め、生活道路については重要度、緊急度等を総合的に検討し整備を図るとともに、通学路や公共施設等へのアクセス道路の整備、冬期の事故防止を図るため危険箇所の改良等を計画的に進めます。

- コミュニティバスの運行路線については、運行の安全性を確保するため、必要な改良等を進めます。
- 農道は、地域の産業経済の発展に寄与するものであることから、広域農道、県営農道などの重要路線整備を積極的に促進すると共に、農産物の集出荷、機械力利用による省力生産拡大のための整備を図ります。
- 林道は、森林施策の適切な推進及び林業経営の効率化に努め、山村の生活環境の整備に資するために、林道の整備を図ります。
- 国道349号に設置された「道の駅ふくしま東和」は、道路利用者の利便性の向上を図ると同時に、歴史・文化・産物等に関する情報を提供し、交流を通じた地域づくりの場として位置付け、活用していきます。

② 交通

- 路線バスは通勤・通学者、高齢者等の日常生活の足として重要な役割を果たしており、今後とも路線バスの利用促進と、県及びバス事業者等の関係機関への働きかけを行い、バス路線の維持・確保に努めるとともに、関係市町との連携のもと、引き続き自治体バスの運行のため財政支援を行います。
- 路線の充実を図るため、二本松市コミュニティバスの運行の継続や、運行地域の拡大などを検討し、市民の日常生活の利便性向上を図ります。
- 過疎地域自立促進特別事業として、生活バス路線維持対策事業（生活路線バス運行補助等）を実施します。
- 道路運送法の改正に伴い路線バス事業等の規制が緩和され、今後、バス路線の廃止、バス事業者の撤退等も危惧されることから、現在のバス路線を含め総合的な公共交通体系の検討を行います。

③ 情報化

- 進展する高度情報化社会に対応するため、本地域における地域情報化のあり方について、長期的視点に立って総合的に検討を進めます。
- テレビの地上デジタル放送の移行に向け、情報通信格差を是正するため難視聴解消事業や、移動通信用鉄塔施設整備事業等の促進を図り、保健・福祉・医療・防災等の分野での情報システムの整備充実に努めます。
- 都市部と同様に各種情報が入手できるよう、地域イントラネットで整備した光ファイバー網を利用し、これを各家庭まで伸ばして超高速通信ができるよう、広域的な情報通信ネットワークの整備を図ります。
- 携帯電話のエリア拡大のための施設を整備推進します。

④ 地域間交流

- 農村と都市などの他地域との人、もの、情報の交流を図るため、「道の駅ふくしま東和」、宿泊施設「ウッディハウスとうわ」、農産物直売所「さくらの郷」、名目津温泉」及び「日山

キャンプ場」等を核として、農業体験を中心としたグリーンツーリズムの推進や、ふるさと体験ツアー等の地域間交流を促進します。

- 観光施設等にアクセスする道路については、屈曲狭あい箇所の解消等を進め、観光バス等の円滑な通行により、観光による地域振興の促進を図ります。
- グリーンツーリズム、カヌー体験ツアー、ふるさと体験ツアーや幡祭りツアーなど、都市交流各種ツアーの開催、都市でのイベント参加などの交流事業を促進し、交流人口の増加に努めます。
- 若い人たちが農業をやるという意欲を見せる地域、そして都会の人にとって魅力ある地域づくりに努めます。
- 国際交流を推進し、新しい地域文化を創造することに努めます。
- 田舎暮らし体験や空き家情報の提供を行い、移住者の受け入れ体制の充実を図り、定住・二地域居住を誘導する事業を推進します。

(3) 計 画

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1) 市町村道 道路	鳥井戸・宮ノ前線道路整備事業 (改良・舗装) L=1,040m W=5.5(9.25)m 歩道 W=2.0m	二本松市	
		太郎田・正切線道路整備事業 (改良・舗装) L=1,500m W=5.5(7.0)～4.0(5.0)m	二本松市	
		百目木・南戸沢線道路整備事業 (改良・舗装) L=6,000m W=5.5(7.0)～4.0(5.0)m	二本松市	
		六角・宮ノ前線道路整備事業 (改良・舗装) L=700m W=5.5(7.0)m	二本松市	
		茂原線道路整備事業 (改良・舗装) L=850m W=5.5(7.0)m	二本松市	
		馬乗・夏刈線道路整備事業 (改良・舗装) L=400m W=4.0(5.0)m	二本松市	

	田沢線道路整備事業 (改良・舗装) L=3,300m W=6.0(8.0)m	二本松市	
	芳ノ又線道路整備事業 (改良・舗装) L=1,000m W=5.5(8.0)m	二本松市	
	下太池田・杉内線道路整備事業 (改良・舗装) L=600m W=5.5(8.0)m	二本松市	
	湯ノ作線道路整備事業 (改良・舗装) L=1,200m W=5.5(7.0)m	二本松市	
	北戸沢線道路整備事業 (改良・舗装) L=400m W=6.0(10.0)m	二本松市	
	木幡山線道路整備事業 (改良・舗装) L=230m W=5.5(7.0)m	二本松市	
	針道・西谷線(西谷工区)道路整備事業 (改良・舗装) L=2,000m W=5.5(7.0)~4.0(5.0)m	二本松市	
	大原・高槻線道路整備事業 (改良・舗装) L=300m W=5.5(4.0)m	二本松市	
	寺ノ前・立石線道路整備事業 (改良・舗装) L=50m W=5.0(6.0)m	二本松市	
	反町・田中線、杉内・田中線道路整備事業(改良・舗装) L=560m W=6.0(10.0)m	二本松市	
	高井線道路整備事業 (改良・舗装) L=1,000m W=5.0(6.0)m	二本松市	
	山越線道路整備事業 (舗装) L=2,500m W=5.5m	二本松市	

その他	若宮・伏返線道路整備事業 (舗装) L=3,900m W=7.5m	二本松市	
	競石・十郎内線道路整備事業 (舗装) L=1,100m W=5.0m	二本松市	
	鷹巣・白髭線道路整備事業 (舗装) L=500m W=5.0m	二本松市	
	羽山峠線道路整備事業 (舗装) L=2,060m W=3.0~4.0m	二本松市	
	夏無線道路整備事業 (舗装) L=580m W=3.0~4.0m	二本松市	
	道路照明整備事業 LED道路照明設置 (240基)	二本松市	
	(2) 農道	農道整備事業 (上山田地区) (改良) L=297m W=4.0m (舗装) L=727m W=4.0m	二本松市
	経営体育成基盤整備事業 (通作条件整備型) 負担金 (新設) L=5,960m W=5.5(7.0)m	福島県	
(3) 林道	林道整備事業 (存級線) (橋梁) L=33m (改良・舗装) L=57m	福島県	
	林道舗装事業 (虫送り線) (舗装) L=1,113m W=3.0m	二本松市	
	林道舗装事業 (米石羽山線) (舗装) L=500m W=4.0(3.0)m	二本松市	
(10) 過疎地域自立促進特別事業	生活バス路線維持対策事業 ・生活路線バス運行補助 ・コミュニティバス運行 マイカーの普及や過疎化の進行により、路線バス利用者が年々減	二本松市 民間	

		<p>少し、バス路線維持が困難となっ てきています。通勤・通学はもと より高齢者など、交通弱者の日常 の足として維持していかなけれ ばなりません。</p> <p>コミュニティバス運行について は、基金の積み立てを行う。</p>		
--	--	---	--	--

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 簡易水道

岩代地域の水道事業は、小浜地区簡易水道、現在整備中の西新殿地区簡易水道及び、百目木地区市街部の一部を給水区域とする民営の簡易水道組合があり、地域の生活用水の安定供給に努めています。

しかしながら、水道普及率は低い水準となっており計画的に整備を進めていますが、阿武隈山系の丘陵地域に住居が点在するため投資的効果が低く、事業費の割には普及率が伸びないため、今後とも計画に基づき継続した事業の推進が求められています。

さらに、今後予想される需要拡大に向けて水源の確保や、老朽化した配水管施設などの改良を図っていく必要があります。

東和地域の簡易水道は、昭和43年に水道基本調査を策定し、水源調査を続けながら県の広域水道整備計画に参画するかたわら、昭和59年度に針道・下田地区簡易水道事業に着手、平成5年度には太田若宮地区簡易水道の整備を図ってきました。

平成7年度からは、摺上川ダムからの用水の受水に対応するため、本地域二つの簡易水道の統合拡張がなされ、福島地方水道用水供給企業団の暫定供給が平成15年度から開始し、平成19年度、西地区（木幡地区を中心とした地域）の本格給水を開始しました。

東地区（針道・戸沢地域）における未普及地域の整備計画は、補助金制度及び将来の水需要量を検討し、新たな簡易水道整備計画の検討が必要です。

福島地方水道用水供給企業団からの受水については、一日最大給水量 930 m^3 ・一日平均給水量 760 m^3 とし、現在受水中であります。将来一日最大給水量を $1,560\text{ m}^3$ と計画されており、経費の増大が危惧されています。

また、本地域の水道未普及地域の人口は約1万2千人、全体の2割となっていることから、水道普及地域と差異のない公衆衛生の確保を図るため、井戸ボーリングによる生活用水確保に対し、引き続き補助を行っていく必要があります。

② 汚水処理施設

公共下水道の整備は、快適な生活環境の確保と、水質保全を図るために不可欠な施設となっており、地域住民の汚水処理施設に対する期待も大きくなっています。近年、生活様式や家庭の設備が大きく様変わりして、工場や事業所から出る排水より、家庭からの生活排水が、河川の水質を汚濁しているとも言われています。

岩代地域では、平成6年度に「岩代地域下水道等基本構想」を策定し、これに基づき、平成9年度から小浜市街地と、その隣接地を排水区域とする公共下水道整備を進め、平成16年4月より一部供用開始したところです。平成21年度末整備状況は、供用区域 75.49 ha 、供給区域内人口 $1,543$ 人で、処理区域整備率は 98.0% となっています。

今後も合併処理浄化槽設置の促進とあわせ、下水道区域内の水洗化率の向上を図ることが

求められています。

東和地域では、起伏の多い地形と散在する住宅状況から、下水道の整備を行わないで地域全域を浄化槽設置整備対象区域として整備を推進しています。下水道検討委員会（平成5年から平成9年まで設置）で下水道整備を検討した経緯がありますが、下水道の整備を待ちきれなかった世帯がトイレの水洗化で単独処理浄化槽を設置しているため、合併浄化槽の新設と共に単独処理浄化槽からの切替が課題となっています。

一方、し尿処理と浄化槽汚泥処理については、近隣市町村で構成する安達地方広域行政組合の許可を受けた業者が収集運搬を行い、平成17年3月に完成した汚泥再生処理センターで処理しています。

生活排水対策は、住民の理解と協力が前提となってはじめて効果があらわれるものです。家庭での実践として、目の細かい水切りネットなどでの台所対策や、洗濯時の洗剤の適量使用、浄化槽維持管理の徹底を住民団体・NPOの育成を図りながら進める必要があります。

また、河川や用排水路の清掃、周辺美化活動、環境学習会の開催取り組みなど、地域ぐるみの実践が大切になってきています。

③ 循環型社会形成・一般廃棄物処理

本地域の一般廃棄物処理は、安達地方広域行政組合で、もとみやクリーンセンター（リサイクルプラザ併設）で中間処理して、東和クリーンヒルに最終処分しています。

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを変革し、良好な環境を維持し持続可能な社会をつくるため、リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）を進め、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成していくことが重要です。

本地域においても、森林などの豊かな自然をはじめとする特性を生かした「循環」を基調とする地域社会を形成していく必要があります。

一方、地域内には廃棄物の不法投棄や不適正処理が後を絶たないため、その防止に努めていますが、地域外者による不法投棄や空き缶・たばこのポイ捨ては減少していない現状であり、更に、家庭の台所から出る生ゴミの減量化も課題となっています。

④ 消防体制

消防については、安達地方広域行政組合による常備消防体制と、各地区の消防団とによって構成されていますが、消防団にあっては団員の確保及び就業構造の変化に伴い、次のような問題点が指摘され、組織の見直し等により活性化を図る必要があります。

- ・ 地理的条件等から常備消防の現体制だけでは対応できない。非常備消防の強化が必要となっている。
- ・ 新入団員の確保が難しくなってきたり、団員の高齢化が進んでいる。また勤務地の関係で昼間在宅している団員が少なく、災害時等の対応が危ぶまれている。
- ・ 消防機械器具は、整備されたが耐用年数を超えて使用しているものもある。
- ・ 防火水槽・消火栓の設置は年々進めてきたが、地形的に散在する住宅状況に対応できる

までには至っていない。

- ・ 林野火災の発生割合が高く、その対策が必要となっている。

⑤ 住宅

本地域では、持ち家率が高く、近年の生活様式の変化とともに居住環境も改善されてきていますが、老朽化が進んだ住宅や設備が整っていない住宅に居住する世帯も増えています。また、多くの住宅が急斜面の崖等に面しているため、集中豪雨や地震などの自然災害によるがけ崩れ等の被害に遭う危険性も高く、進入路も狭い交通に支障をきたす恐れがあります。近年では、人口の減少により、空き家が目立ってきている状況であり、その対策が求められています。

地価は低廉ではありますが、平坦地が少なく宅地造成には経費がかかることから、民間企業による開発は望めないのが現状です。

若者の定住を促進するとともに、首都圏等からの定住・二地域居住による移住者を受け入れるためには、必要な情報を効果的・多面的に発信していくことが必要です。

また、バリアフリーリフォーム・改修などにより、近年の生活様式にあった持ち家の居住環境の向上を図っていくことが必要です。

⑥ 公営住宅

岩代地域の市営住宅は、公営住宅が11団地72戸、特定公共賃貸住宅が1団地6戸、単独住宅が15戸、教職員住宅があります。東和地域の市営住宅は、公営住宅が3団地12戸、特定公共賃貸住宅が1団地12戸、単独住宅が27戸となっています。昭和56年の耐震基準改正前の建築物などもあり、老朽化により維持管理面で大きな課題を抱えている住宅もみられることから、住宅困窮者へ良好な居住環境を提供するためにも、公営住宅の改修・建替えが課題となっています。

⑦ 公園、緑地

本地域は、緑豊かな自然環境に恵まれて、杉沢の大スギ、合戦場のしだれ桜、日山、木幡山や羽山、夏無沼そして、阿武隈川沿岸（島山から西和代一帯）には、年間を通して訪れる人が増えてきています。

日山キャンプ場は、家族や仲間とのんびりと自然の中でアウトドアライフを楽しめるよう、水道、流し、カマドを完備したバーベキューハウスに、バンガローが整備されています。

阿武隈川沿岸は、カヌーや漕艇のコースとなっており、カヌー競技は毎年全国レベルの大会を開催しています。

夏無沼周辺は、散策やキャンプに最適地ではありますが、施設の維持、利用者の減少の課題を抱えています。

また、針道地内のカントリーパークとうわ（特定地区公園整備事業）は、平成17年度より供用が開始されました。住民の憩いの場として期待も高まっていますが、陸上競技場や野球場、テニスコートなどのスポーツ施設も備えており、利用促進と維持管理が今後の課題と

なっています。

さらに、集落の緑地を保全して小公園的な憩いのスペースとしての利用の検討が望まれています。

(2) その対策

① 簡易水道

- 本地域は簡易水道未普及地域が多々あり、生活環境整備・公衆衛生の向上からも計画的な事業推進を図り、水道未普及地域の解消に努めます。
- 老朽化した給水施設については、計画的に更新を進めます。
- 簡易水道事業給水計画区域以外の地域における生活用水の確保対策として、住民が行う井戸ボーリング工事に対する一部補助を行います。
- 過疎地域自立促進特別事業として、生活用水確保対策事業（井戸ボーリング工事費助成）、給水装置布設工事費助成事業（給水装置布設工事費の一部を助成）を実施します。

② 污水处理施設

- 公共下水道事業については、事業認可を受けて平成9年度より整備を進めており、今後も計画的に対象地域内の整備を図ります。
- 公共下水道整備対象区域以外の地域については、合併処理浄化槽設置の推進を図り、今後は、単独処理浄化槽の合併処理への転換も含め整備促進を図っていきます。
- 生活排水対策は、住民の理解と協力が欠かせないため、住民団体・NPOの育成を図り、台所対策や洗濯時の洗剤の適量使用、浄化槽の維持管理の徹底に努めます。
- 河川や用排水路の清掃、周辺美化活動、環境学習会の開催取り組みなど地域ぐるみの実践を支援します。
- し尿処理については、汚泥再生処理センターと連携してリサイクルシステムの構築に努めます。

③ 循環型社会形成・一般廃棄物処理

- 大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムを変革して、良好な環境を維持し、持続可能な社会を作ることが求められています。このため、一般廃棄物の資源化に努めると共に3Rすなわちリデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）の取り組みを支援します。
- 過疎地域自立促進特別事業として、3R推進のための資源回収事業（資源回収団体等への助成）を実施します。
- ごみの減量化やリサイクル運動等を通じて、住民一人ひとりの再資源化意識の高揚を図るなど生活環境保全に努めます。
- マイバッグ（レジ袋の使用抑制）の利用促進や生ごみ堆肥化（生ごみ処理機等の利用）の促進、簡易包装商品購入の啓発等に努めます。
- 環境学習会や環境教育の充実を図り、過剰な買い物の抑制やものを大切に使う習慣を指導

します。

- 住民・事業者・行政がそれぞれにごみ発生抑制対策や、排出抑制対策を講じて実施するためにも住民団体・NPOの育成を図ります。
- 廃棄物の不法投棄は後を絶ちませんが、関係機関とも連携して今後とも厳正に対処していきます。
- 一般廃棄物処理は、安達地方広域行政組合で行っていますが、容器包装リサイクル法による分別の徹底を図ります。

④ 消防体制

- 広域連携により常備消防体制の充実を図るほか、地域内に職場を持つ若い消防団員の確保に努め、地元消防団組織の強化を図るとともに、隣接市町村との広域応援協定等の充実に努めます。
- 林野火災等への対応のため、消防機材を山間部等に搬入できる小型車輛の確保や消火栓、防火用水の整備等、消防水利の充実を図ります。
- 住民の防災意識の高揚と防災体制を確立して災害に対処するため、地域防災計画に基づき、防火水槽・消火栓の増設、耐用年数に達する消防自動車、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプの更新を図ります。

⑤ 住宅

- 老朽化住宅は、耐震診断の実施及び耐震補強工事を促進するとともに、バリアフリーや近年の居住ニーズにあった快適な住まいへの改修・リフォーム等を促進します。
- 崖地に近接している住宅については、移転等を含めて災害に遭わないような対策を支援します。
- 都市部からの居住希望者の需要を把握しニーズに対応できるよう、空き家の情報を収集し発信を行います。
- 住宅の新築や改築の際には、森林資源の有効利用を促進し、良好な居住環境が保たれるように指導します。
- 分譲が進んでいない住宅団地は広報活動、販売セールスにより早期完売をめざします。

⑥ 公営住宅

- 公営住宅については、若年層の定住強化や高齢化の進行への対応など、時代変化に即応した住宅施策について、民間活力の導入も視野に含め検討し、良好な住宅の供給促進を図るとともに、総合的な居住環境の向上を図り定住人口の着実な増加をめざします。
- 老朽化した市営住宅については、適切な改修や建替えを進め、良好な環境でまとまりのある集落づくりに努めます。

⑦ 公園、緑地

- 公園・緑地の確保に努めると共に、利用の促進や維持管理について検討します。

- 老朽化した観光施設等については、施設の修繕を図り、利用者を増やす手段を講じます。
- 地域が一体となった取り組みにより、集落内の小公園的な緑地の整備を進めながら、恵まれた自然環境の保持改善に努めます。

(3) 計 画

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	西新殿地区簡易水道事業 ・給水人口 700 人 ・一日最大給水量 259 m ³ /日 ・配水管布設 3,600m ・配水池 1 池 ・消火栓設置 舗装復旧等	二本松市	
		東和簡易水道未普及地域解消事業 ・給水人口 4,965 人 ・一日最大給水量 2,127 m ³ /日 ・送水管布設 1,600m ・配水管布設 7,967m (16,780m) ・配水池 1 池 ・ポンプ場 2 箇所 ・消火栓設置 舗装復旧等	二本松市	
	(2) 下水処理施設 その他	浄化槽設置事業 (浄化槽設置者に対する補助)	設置者	
	(4) 消防施設	消防施設等整備事業 ・屯所改築 3 棟 ・火の見櫓 1 箇所	二本松市	
		消防施設等整備事業 ・ポンプ自動車更新 6 台 ・積載車更新 13 台 ・小型ポンプ更新 11 台	二本松市	
		消防施設等整備事業 ・消火栓設置 21 基 ・防火水槽設置 (設置費助成)	二本松市	
	(5) 公営住宅	市営住宅新殿団地簡易水道、排水 設備接続工事	二本松市	
	(6) 過疎地域自立促進特別事業	生活用水確保対策事業 (井戸ボーリング工事費助成)	設置者	

		水道未普及地域内の水の確保は、浅井戸や山からの引き水等に頼った生活が多く、大雨や濁水等の影響により安定した水の確保に支障をきたす場合が少なくない。公衆衛生確保の観点から生活に必ず必要な水の確保を支援する。		
		給水装置布設工事費助成事業 (給水装置布設工事費の一部を助成) 簡易水道区域において給水工事費の一部助成により、給水人口の確保を図り安定した水道経営を図る。さらに、住民の衛生的な生活を確保する。	設置者	
		3 R 推進のための資源回収事業 ・資源回収団体等への助成 ごみの資源化を一層推進するため、団体等で取組む資源回収事業に対し助成を行い、資源の有効活用を図るとともにごみの減量化と資源化推進の意識を高める。	民間・団体	

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者福祉

岩代地域の高齢者数は、平成17年で2,530人となっており、高齢化率も29.1%と高くなっています。東和地域の高齢者数は、平成17年で2,398人となっており、高齢化率も30.7%と高くなっています。どちらの地域も、国はもとより県の平均高齢化率22.7%に比べて極めて高くなっています。

また、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯の増加、出生数の減少と若年層の地域外流出等により、寝たきり高齢者や認知症高齢者のいる世帯など、支援が必要な高齢者が年々増加しており、この傾向は今後も続くものと予測されます。

そのうえ、核家族化の進行に伴う世帯規模の縮小、女性の雇用機会の拡大、扶養意識の変化等により介護を必要とする高齢者を取り巻く介護機能が著しく低下しています。

このような状況のなか、介護保険制度を中心とした在宅福祉の充実はもちろんのこと、特別養護老人ホームなどの施設福祉の充実、交通弱者に対するきめ細かな交通の確保にも努めていく必要があります。

また、介護保険制度対象外となった高齢者や、一人暮らし高齢者等へ介護予防事業等、保健福祉施策の充実に配慮する必要があります。

さらには、急速な高齢化とともに、疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加しており、健康を増進し、発病を予防する保健活動は以前に増して重要となってきたことから、各種検診、健康教育・相談を通して心と身体の両面から保健指導を行っていますが、今後、一層住民の自主的な健康づくり運動の推進、及び保健指導体制の強化を図る必要があります。

② 児童福祉

保育所は岩代地域に2箇所、東和地域に1箇所あり、保育業務が行われていますが、年々少子化の進行により入所児も減少し、また保育需要の多様化に対応した保育サービスの提供も必要となり、保育所運営が容易でない状況にあります。施設は老朽化したものもあり、施設の整備が急務です。特に、東和地域の針道保育所は、昭和50年に建設され、老朽化が進んでおり、認定こども園として整備が求められています。

子どもや家庭を取り巻く環境は、核家族化、共働き世帯の増加、都市化の進展等による連帯意識の希薄化などにより大きく変化し、家庭や地域における養育機能は低下しています。少子・高齢化が進行するなかで、児童を健やかに育成していくことは、家庭だけでなく地域にとっても大きな意味を持っており、家庭や地域における養育機能の向上が強く求められています。

乳幼児期は、健康な身体的基础づくりや、安定した情緒豊かな対人関係の芽生えなど、成長段階において極めて重要な時期です。次代を担う子どもの健全育成については、青少年健全育成市民会議・民生児童委員・教育関係機関団体との連携により、地域ぐるみの運動とし

て、今後さらに効果的な活動が必要です。

③ 障がい者福祉

本地域における障がい者は、身体・知的・精神障がい者を含めて、岩代地域と東和地域でそれぞれ500人程度おり、さまざまなハンディを負っているため、自助努力には限界があることから、障がい者のニーズに即した各種支援事業や、相談事業等の福祉施策を展開する等、障がい者福祉の充実を図っていく必要があります。

また、障がい者やその家族に対して、地域社会における理解、協力が必要であり、住民の福祉に対する意識の高揚が求められています。

④ 地域福祉

本地域は、高齢化がますます進行するなか、寝たきり高齢者、一人暮らし高齢者、認知症高齢者や障がい者など、援助を必要とする人が年々増加する傾向にあります。これら要援護高齢者等は、住み慣れた地域社会の中で、家族や知人など身近な人々とのふれあいを保ちながら、お互いに助け合い、共に生活することを望む人が多いことから、地域住民の相互支援体制づくり、意識啓発活動の強化が求められています。

しかしながら、高齢化や核家族化の進行は介護機能を低下させているばかりか、地域社会では相互扶助の精神が失われつつあります。

このような、地域社会の複雑な動きの速さに対応した福祉の充実が要請されており、これらの問題は公的機関のみで対応できるものではなく、地域住民をはじめ関係団体などのボランティア活動を組織的に支援していくことが重要です。

住民によるボランティア活動としては、赤十字奉仕団、ボランティア連絡会や農協女性部による福祉活動、老人クラブによる友愛訪問活動などが展開されています。

今後は、相互援助の精神に支えられた福祉活動に対する住民の意識高揚と、積極的な参加、協力を促進することが重要です。

(2) その対策

① 高齢者福祉

- 高齢者等が介護を要する状態となった場合にも、人格の尊厳及び選択の自由を尊重し、安心してサービスを受けられるよう、居宅サービスの充実、施設サービスの充実及び、これらサービスを提供する人材の確保及び技術の向上を図るとともに、介護サービス等の提供体制の整備を図ります。
- 介護保険の運営にあたっては、高齢者の介護ニーズを的確に把握し、サービス必要量の確保など基盤整備に努めるとともに、介護保険制度の活用を図りつつ、広域的連携体制の確立についても検討し、要介護者を支援するための各種サービスの充実を図ります。
- 加齢に伴う障害等により、自力で日常生活を送ることが困難な高齢者に対しては、訪問等により積極的なサービス利用を推進しながら幅広い在宅福祉サービスを提供し、高齢者の自立を支援します。

- 介護者の高齢化や核家族化の進行、扶養意識の変化等、家庭での介護能力の低下により、増大が予想される施設入所希望者に対応するため、民間事業者による特別養護老人ホーム等の建設を支援します。
- 介護予防や生きがい対策のため、高齢者の日常生活における支援体制を整備するとともに、転倒予防、栄養改善、口腔機能向上等介護予防事業を、老人保健事業と連携を図り、積極的に取り組みます。
- 健康で生きがいのある日常生活が送れるように、各種スポーツ・レクリエーションの推進を図り、高齢者に適した健康づくりや趣味活動・交流の場を提供します。
- 高齢者自身の豊かな知識と経験を活かした社会参加活動を推進するため、老人クラブ等の活動を支援し、指導者養成や育成強化に努めます。
- 高齢者及びその家族が安心して暮らせるよう、日常生活支援事業を充実させるとともに、居住環境の整備、及び高齢者の安全や悪徳商法等からの被害防止対策を進め、安心して暮らせる住環境の整備に努めます。
- 二本松市地域包括支援センターが核となった地域における包括的・継続的な高齢者介護予防に努める体制の強化を図ります。
- 保健センターでの保健指導体制を充実します。

② 児童福祉

- 次代を担う児童を健やかに育成していくため、育児・健康にかかる相談指導など、出産支援や子育て支援の充実を図るとともに、各種機関団体との連携による地域ぐるみの活動を展開します。
- 乳幼児保育や延長保育など、多様化する保育ニーズに対応するため、保育所の保育内容の充実を図るとともに、子育て支援センター機能をさらに強化して、地域の子育てネットワークづくりに努めます。
- 今後の子どもの出生数、保育環境の充実及び財政運営効率化の観点から、針道保育所と東和地域の4つの幼稚園を統合一元化し、認定こども園として整備します。
- 学童保育の整備・充実を図ります。

③ 障がい者福祉

- 障がい者が地域で安心して暮らせるよう、「障がい者福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの向上を図るなど、福祉施策の充実を図ります。
- 自立支援事業や地域生活支援事業等を推進し、障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を図ります。
- 障がい者の社会参加・社会復帰の促進を図るため、関係機関と連携し障がい者の雇用の拡大を企業等に要請するとともに、グループホームやケアホーム等の基盤整備の充実に向けた支援に努めます。
- 障がい者団体の育成に努め、各種イベント等への参加を促して障がい者と健常者との交流機会の拡充を図り、障がい者福祉に対する住民の意識啓発に努めます。

- 障がい者の社会復帰や自立更生、さらには障がい者施設への入所等のための相談・指導体制の充実を図ります。
- 公共施設等の整備にあたっては、障がい者等に配慮した施設整備に努めるとともに、緊急時の障がい者避難体制の確立に努めます。

④ 地域福祉

- すべての住民が、地域の中で安心して暮らせる社会づくりを目指し、住民、行政、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、NPO及びボランティア団体等が連携・協働しながら地域福祉を推進します。
- 保健センター、国保診療所及び地域福祉センターを核とし、関係団体等との連携を強化して、地域福祉ネットワークづくりに努めます。
- 介護教室等を開催し、福祉人材の育成・確保に努めます。
- ボランティア講座等を開設し、福祉ボランティアの育成に努めます。また、ボランティアセンター機能の充実を図り、情報の提供体制の確立、指導者・グループリーダーの養成に努めます。
- 家庭、地域、職場や学校など日常生活の場を通して、福祉相互扶助精神と、等しく生きる社会の実現を基本理念とした福祉思想の啓蒙に努めます。
- 高齢者が家庭や地域で健やかに安心して日常生活を送れるよう、保健・医療サービスや福祉サービスの量的拡大と資質の向上を図ります。
- すべての人が、安全に安心して利用できるまちづくりを推進します。

(3) 計 画

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(4) 認定こども園	東和認定こども園整備事業 ・木造平屋建て（一部RC造） ・敷地 3,700 m ² ・建築 1,100 m ² ・定員 120 名	二本松市	

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

岩代地域の医療機関は、開業医2箇所、国保診療所1箇所及び、歯科診療所4箇所となっており、東和地域では、開業医2箇所、出張診療所2箇所、歯科診療所2箇所となっています。高度な入院治療等を要する医療は、本市の中心市街地や福島市、郡山市の総合病院に依存しているのが現状です。

今日の医療ニーズは多様化し、正しい情報の提供が求められているため、地域医療体制の充実と広域医療機関のネットワークづくりが課題です。

「自分の健康は自分で守る」の意識の高揚を図りながら、保健センターを拠点として保健事業を積極的に実施することで、予防対策の徹底と働き盛りを中心とした健康づくり、各種検診の充実により疾病の早期発見、早期治療に努め、寝たきりにならない取り組みが求められています。

また、交通弱者といわれる高齢者や幼児等の医療施設への通院を容易にするため、路線バスの運行されていない地域にコミュニティバスの実証運行や、医療用送迎バスの運行をしていますが、今後も交通弱者のための交通について、さらなる検討が必要となっています。

(2) その対策

- 本地域には開業医が4箇所ありますが、高度な医療は都市部の総合病院等に依存せざるをえない状況であることから、関連機関と連携し地域医療の充実に努めます。
- 高齢者等の通院費負担の軽減や交通手段の確保を図るため、コミュニティバスの運行継続及びエリアの拡大等を検討します。
- また、医療ニーズの多様化、在宅医療への対応として、医療機関と連携し行政と住民とを結ぶシステムの構築を図るための検討が必要です。
- 保健事業は、各種検診結果に基づき、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の予防対策として役割を十分に発揮するため、効果的な実施に努めます。
- また、医療費の適正化を図るため、個人に各種検診を正しく受診してもらうための知識を提供していくとともに、受診診療科目についての助言指導を効率的に実施し、更にレセプト点検の強化を図ります。

(3) 計 画

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1) 診療施設 巡回診療車 患者輸送車	岩代国保診療所巡回診療車整備事業 ・巡回診療車1台	二本松市	
		岩代国保診療所患者輸送車整備事業 ・患者輸送車1台	二本松市	

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 幼児教育

岩代地域の幼稚園は、公立幼稚園3箇所、私立幼稚園1箇所の計4箇所開設され、公立幼稚園には63人の児童が在籍しており、就園率は59.4%（平成22年6月1日現在）となっています。東和地域の幼稚園は、公立幼稚園4箇所が開設され、84人の児童が在籍しており、就園率は、88.4%となっています。入園児童は年々減少傾向にあり、就学前児童数も減少してきていることから、幼稚園の適正配置についても検討していく必要があります。

少子化や高齢化に伴う地域構造の変化、核家族化の進行や働く女性の増加などによって子どもを取り巻く福祉的、教育的課題は複雑多様化しており、今後は、生命を尊重する思いやりのあるやさしい心と、感受性に満ちた人間性豊かな心を育む教育の充実、地域社会と一体となった子育て環境の整備が必要です。

また、岩代地域の新殿幼稚園と旭幼稚園は、建築後30年以上経過しており、昭和56年の建築基準法の耐震基準に適合するよう耐震補強工事を行う必要があります。

② 義務教育

岩代地域では、平成16年度に百目木小学校と田沢小学校を統合したところですが、小学校の児童数は平成17年には471名だったものが、平成22年には364名に減少しています。中学校についても、平成15年度に新殿中学校と旭中学校を統合しましたが、生徒数は、平成17年には295名だったものが、平成22年には215名に減少しています。

東和地域の小学校の児童数は、平成17年には409名だったものが、平成22年には336名に減少しています。平成22年度には、7小学校を統合し、東和小学校を開校しました。中学校の生徒数は、平成17年に274名だったものが、平成22年には204人に減少しています。

近年の少子・高齢化や若年層の地域外流出に伴い、今後も、地域内の児童生徒数はますます減少していくものと予測されています。

一方で、各学校においては、児童生徒にとって魅力ある学校を、家庭や地域社会にとっては開かれた学校を目指し、特色ある学校づくりを通して学校教育の活性化を図ることが課題となっており、国際化、情報化、科学技術の発展や環境問題等に対応した教育を一層推進していくことが必要であるとともに、子供の教育に関しては学校、父母及び家庭のみならず、地域社会の関係者がそれぞれの立場から、積極的な取り組みを行うことが必要です。

養護教育については、保護者の理解を求めながら就学指導の適正化に努めており、岩代・東和地域の小中学校に特別支援学級を設置しています。

小中学校教材設備等の充実、特にコンピューター機器の更新・増設については、今後の情報化、国際化社会に対応する意味でもさらなる整備が必要となります。

本地域の小学校・中学校のなかには、昭和56年に施行された建築基準法の耐震基準に適合

していない校舎等があり、耐震化を図ることにより快適に学習できる環境を整えるとともに、地域防災の避難所としての役割も担っていく必要があります。

東和学校給食センター（昭和54年開始）、岩代学校給食センター（昭和48年開始）は、建物・調理機材等が老朽化しており、食中毒防止、食品衛生の観点から、統合新設等の建設が必要となっています。また、地元食材を活用した給食を提供することにより、地産地消など食育の実践を今後も図っていくことが必要です。

③ 社会教育・社会体育

近年の情報化や科学技術の高度化、国際化の進展など、生活水準の向上や余暇時間の増大、また、社会変化の速さや高齢化社会の到来などを背景として、生涯学習への要望が増大してきています。

本地域では、これまでも各公民館や図書館を拠点とし、住民の幅広い学習活動を支援してきましたが、住民のニーズは高度化・多様化してきていることから、今後も幅広く対応していくことが必要となってきています。

社会教育、社会体育振興のため指導体制の充実を図るとともに、多様な学習要求に対応する専門的な知識技能を持った地域民間指導者の発掘育成、さらに、家庭教育、社会教育などの教育機会をいっそう充実するとともに、各時期に応じた学習機会の体系化を進め、生涯学習関連事業の有機的、効果的な展開を図る必要があります。

岩代地域では、生涯学習活動の拠点として使用してきた、岩代公民館が老朽化してきていることから、施設の改修等が課題となっています。

社会体育面では、小浜・新殿・旭・杉沢の4つの市営プールがあり、いずれも老朽化しており、改築・修繕及び統廃合などの施設整備が必要となっています。

また、平成14年より総合型地域スポーツクラブ（いわしろふれあいスポーツクラブ）を育成し、地域のスポーツ振興を図っています。

東和地域では、東和文化センターを生涯学習の中核として、学習機会、学習情報を提供してきましたが、生活スタイルの多様化や時間的条件的制約により、特に青年層と成人層の参加者が減少し、また、固定化の傾向にあるのが現状です。

社会体育面では、東和ロードレース大会、カヌー競技会においては、県内外から多数の参加があり、「スポーツのまち」を代表する一大イベントになっており、また、平成10年度よりスポーツ施設を有した特定地区公園整備事業（カントリーパークとうわ）を進め、平成17年度に供用が開始されたところです。さらに、カヌー競技場周辺は1,000mコース、水辺の小楽校、ロードレースコース周辺はランニングメモリアル広場、紫陽花ロード等、環境整備が図られています。

これらと並行して、総合型地域スポーツクラブ（東和さわやかスポーツクラブ）を育成し、地域スポーツを盛んにするために、「住民ひとり1スポーツ」を目指し、指導者の育成と、体育施設の整備拡充を積極的に進める必要があります。

(2) その対策

① 幼児教育

- 幼稚園の適正配置については、地域住民の理解と協力を得ながら、その必要性について検討します。
- 耐震基準に適合していない幼稚園については、耐震補強工事を行い、地震に対し安心安全な施設とします。
- 幼稚園教育の充実のため、園児の諸活動が多面的に発展するような環境づくりに努め、また、子育て支援、教育相談事業等の充実を図ります。
- 幼児期の教育活動を推進するため、幼稚園教育要領及び幼児の実態を踏まえて、心身ともに健全で調和のある発達を目指し、自然環境教育の推進や生活体験の充実に努めます。
- 保護者との連携を密にし、家庭教育と相互に補完しあって、幼稚園教育の効果を高めるとともに、幼稚園施設の充実を図ります。

② 義務教育

- 小学校及び中学校教育の充実のため、創意ある教育活動を展開し、国際理解の醸成や情報化に対応できる能力の育成に努めます。
- 心身ともにたくましく善悪の判断ができる児童・生徒の育成及び、基礎学力の習得と若手教職員の資質の向上を図るための研修機会の充実を図ります。
- 情報化、国際化など多様化する社会に対応していくために、英語指導外国人青年招致事業をはじめとする指導者の充実を図ります。
- 教職員の共通理解のもとに児童、生徒一人ひとりの自発的、自主的活動を重視し、学力の基礎、基本、体力の向上、基本的行動様式を習得させていきます。
- 個人学習・総合学習の観点から「特色ある学校づくり」に努め、各学校創意工夫に富んだ教育方針を心がけます。
- 教育環境の整備については、小中学校への教育用コンピューター機器の更新・増設を図り、児童・生徒数減少による空き教室の有効利活用を図ります。
- 養護教育については、障害児の実態把握と適切な就学指導を行うとともに、障害に応じた指導の充実、障害児に対する保護者との正しい理解を深め、地域との連携強化に努めます。
- 小・中学校については、耐震診断の診断結果に基づき、耐震強化工事を行います。
- 老朽化した東和学校給食センターと岩代学校給食センターを統合し、給食センターの整備を行います。

③ 社会教育・社会体育

- 生涯学習については「いつでも、どこでも、だれでも」学習することができるよう、多様な学習機会の提供に努め、指導体制の整備とともにシステム化を図ります。
- そのため、施設の機能的拡充を図り、情報提供システムの整備、図書室及び視聴覚施設の整備・充実に努めます。
- 住民の生涯学習ニーズの高度化、多様化に対応して、教育分野をはじめ文化・スポーツ・

福祉・環境・産業などの関連団体との連携を強化し、総合的な学習環境の整備に努めます。

- 老朽化している生涯学習施設・体育施設等の改修を計画的に進めます。
- 学校、家庭及び地域社会の連携による、総合的教育力の向上を図るため、社会教育的行政の推進体制強化に努め、さらに、民間指導者の発掘と養成を行い、多様な学習要求に対応できる指導者の確保を図り、「生涯学習人材登録者」を積極的に活用します。
- 社会体育面においては、住民の体力向上を目的に、スポーツ実施率の向上を目指し、総合的な体育事業を推進します。
- 健康増進、競技力向上、地域間、多世代の交流を推進するため、良好な状態でスポーツが行える体育施設となるよう維持管理に努めるとともに、施設の利用促進、施設の整備・充実に努めます。
- 過疎地域自立促進特別事業として、スポーツ振興事業（カヌー普及強化、東和ロードレース大会開催費助成等）を実施します。
- 体育施設整備については、市内の体育施設全体のあり方を検討する委員会を立ち上げて検討を行い、計画的な整備を進めます。

(3) 計 画

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	小浜小学校校舎耐震改修事業 ・RC 3階建 建物面積 3,995 m ²	二本松市	
		旭小学校校舎耐震改修事業 ・RC 3階建 建物面積 2,388 m ²	二本松市	
		小浜中学校校舎耐震改修事業 ・RC 3階建 建物面積 4,133 m ²	二本松市	
		東和中学校校舎耐震改修事業 ・RC 3階建 建物面積 5,548 m ²	二本松市	
	屋内運動場	新殿小学校体育館耐震改修事業 ・鉄骨造 建築面積 855 m ²	二本松市	
		小浜中学校体育館耐震改修事業 ・鉄骨造 建築面積 1,203 m ²	二本松市	
		東和中学校体育館耐震改修事業 ・鉄骨造 建築面積 1,482 m ²	二本松市	
		給食施設	給食センター統合整備事業 ・鉄骨造(一部2階建) 1,050 m ² ・ドライ方式 1,500～2,000 食/日	二本松市

	(2) 幼稚園	新殿幼稚園園舎耐震改修事業 ・鉄骨造 建築面積 466 m ²	二本松市	
		旭幼稚園園舎耐震改修事業 ・鉄骨造 建築面積 329 m ²	二本松市	
	(3) 集会施設、体育施設等	岩代公民館改修事業 ・RC造2階建	二本松市	
		小浜プール整備事業 ・25m 7コース	二本松市	
		テニスコートナイター照明整備事業 (カントリーパークとうわ) ・ナイター照明6基	二本松市	
		阿武隈漕艇場施設整備事業 ・観覧席整備工事 ・モーターボート引上架台設置工事	二本松市	
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	スポーツ振興事業 ・カヌー普及強化 ・全日本カヌー大会開催費助成 ・東和ロードレース大会開催費助成 住民の体力向上を目的に、生涯スポーツの振興を図りながら、市外からの大会等への参加者を増やし、交流人口を拡大させる。	実施団体	

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

① 住民文化の振興

住民の意識は、「心の豊かさ」を求める傾向が強まっており、心の安らぎや充実を求めて、文化活動への関心や欲求が高くなっています。また、文化・芸術は地域の個性や独自性を生み出す重要な要素であることから、地域づくりにおいて、文化的な環境整備は欠くことのできないものとなっています。

本地域においても、これまで生涯学習活動や芸能発表会の開催などによって、芸術・文化活動の振興に努めてきており、今後、住民の間で自主的に取り組まれている芸術・文化活動へ一層の支援に努めるとともに、多面的な交流を促す芸術・文化イベントの創出や広報活動の充実、芸術・文化団体等への活動支援、指導者やリーダー等の養成に努め、他の地域に誇れる芸術・文化風土の醸成に努めていく必要があります。

このため、文化センター等の施設を活用して、住民の新しい文化的ニーズに対応した様々なプログラムの提供や、特色ある文化活動を展開していく必要があります。

② 文化財の保護・保存

本地域には、後世に伝えていかなければならない有形無形の貴重な文化財や歴史遺産が数多く残されています。

指定文化財としては、国指定文化財3件（天然記念物「杉沢の大スギ」「木幡の大スギ」・重要無形民俗文化財「木幡の幡祭り」）をはじめ、県指定文化財8件、市指定文化財70件となっています。

文化財の調査、保護、保存及び活用は、文化財保護審議会に諮問しながら計画的に推進されていますが、民具などは、破壊、散逸が進んでいます。

先人の残した文化財として収集・保存に努めるとともに、展示や公開に供するための施設の整備が必要です。

また、東和出身の画家「荻生天泉」の絵画等の寄贈を受けており、適切な保存と展示・活用を図る必要があります。

(2) その対策

① 住民文化の振興

- 文化ホール機能を有する活動拠点施設整備については、生涯学習センター施設整備を検討するとともに、住民参画型の芸術・文化活動等の支援に努めます。
- 総ての住民が優れた芸術・文化等に接する機会の拡充に努めるとともに、芸術・文化に対する関心と理解を深められるよう努めます。
- 周辺市町村と連携した芸術・文化交流事業の開催等も検討し、本地域の芸術・文化等を地域外に向け情報発信し、広く広報活動に努めます。

- 地域内の芸術・文化団体及びサークル等の自主的活動を積極的に支援し、育成・強化に努めます。
- 芸術・文化活動等に係る指導者の支援及び養成に努め、また、指導者の派遣紹介体制の確立について、広域的連携のもと進めます。
- 過疎地域自立促進特別事業として、生涯学習事業（市民講座・学級の開催等）を実施します。

② 文化財の保護・保存

- 文化財の保護・保存のため文化財基礎調査等を計画的に実施し、実態の把握に努めるとともに、適切な保護及び保存に努めます。
- 民俗芸能や伝統的技術などの保存・伝承のため、女性や子供達の参加を促すなど、後継者の育成等に努めるとともに、本地域の歴史、民俗、文化等に関する学習や史跡めぐり等の活動を推進します。
- 貴重な文化財等を後世に伝えるため、絵画の展示、保存も可能な歴史民俗資料館の整備を進めます。

(3) 計 画

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	生涯学習事業 ・市民講座・学級の開催 ・文化センター事業 すべての市民の自発的な「学び」の意欲に応えるため、多様な生涯学習の機会を提供する。充実した生涯学習プログラムを企画し、学べる環境を整備する。	二本松市	

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

本地域には、従来から数自治会をまとめた行政区が形成され、特色を生かした地域づくり活動を展開し、地域の活性化等に大いに貢献してきました。

しかし、近年の少子・高齢化の進行及び若年層の地域外流出等により、コミュニティ活動もままならない自治会・行政区等が増えてきていることから、自治会・行政区の再編を検討しなければならない状況にあります。

一方、従来のコミュニティ活動の枠にとらわれず、地域住民が自主的又は主体的に活動を展開する事業等に対して支援するなど、地域の活性化等を促すことが求められています。

集落における定住環境を整備するため、これまでの過疎計画により、交通通信ネットワーク、公共施設や生活道路等を整備し地域住民の利便に供してきましたが、不利な地形的条件や多様化する社会情勢に対応できるよう、今後は、さらに、地域の特性を生かした集落整備の検討が必要です。

また、農林業の衰退に伴い、放置された遊休農地や山林が増え、「美しく風格ある生活空間」としての集落環境が荒廃しつつあり、美しい農村環境保全の方策について検討を進めなければなりません。

さらに、人口の減少とともに、集落における世帯数の減少、高齢者のみの世帯やひとり暮らしの世帯の増加が顕著化してきており、地域コミュニティが保持できるよう、集会所の改修、集落間を結ぶ連絡道の整備について検討する必要があります。

(2) その対策

- 集落活動の活性化を促すため、それぞれの集落が持つ歴史的経過と現在の社会生活圏の実態等を考慮しながら、自治会・行政区の再編を検討します。
- 地域住民の自主的又は主体的コミュニティ活動に対する助成、及び支援制度の充実に努めます。
- 「集落支援員」や「地域おこし協力隊」の活用による集落をけん引する人材の育成や、NPO、若者などの都市部住民等の多様な主体による地域づくり活動への参加を促進します。
- 地域コミュニティ活動の拠点としての集会施設等整備・充実に努めます。
- 過疎地域自立促進特別事業として、地域集会施設建設事業費等助成事業（行政区の集会施設整備費の助成等）を実施します。
- 快適な集落の環境整備のため、集落間の連絡道路及び生活道路等の整備をさらに進め、水道未普及区域の早期解消を図るとともに、地域情報化を推進し情報通信ネットワークの形成を図り、活力ある集落の形成に努めます。
- 若年者や都市部からの定住・二地域居住の推進のため、様々な情報を提供するほか、基幹集落等における生活環境の整備を進めます。
- 若者やUJIターン者等に良好な住環境を提供するため、住宅団地分譲をさらに推進し、

空き家対策の充実を図るとともに、住民のライフスタイルに応じた質の高い魅力ある集落の整備を促進します。

- 住民に潤いと安らぎをもたらす公園・緑地の整備を進めるとともに、適正な下水・ゴミ処理を推進し、農地・山林の保全対策の検討を図ります。

(3) 計 画

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	<p>地域集会施設建設事業費等助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政区の集会施設整備費の助成 ・水道、下水道整備費の助成 ・駐車場、進入路整備費の助成 ・集会施設用地（民有地）借上料の助成 <p>地域住民が行う集会施設の整備に対し、助成を行うことにより、住民が自主的に地域振興の主体となるように推進する。</p>	地域自治組織	

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と課題

① 地域固有の歴史・文化・景観等の保全

本地域はこれまでも過疎地域脱却のため、地域産業の振興及び生活環境の整備をはじめ、定住促進のための施策を種々講じてきましたが、社会情勢の急速な変化や生活圏の広域化、住民の価値観の変化等による人口の減少には歯止めがかからず、また、少子高齢化の進行等により、地域産業や地域社会の担い手不足が慢性化し、新たな行政需要を抱えるなど、過疎地域脱却には厳しい状況にあります。

しかしながら、本地域は豊かな自然や伝統文化、史跡等、豊富な資源に恵まれていることから、新たな視点でこれらを生かした地域間交流事業や地域のイメージ向上を目指し、他の地域に誇りうるシンボル拠点の創出を図ることが必要です。

② 男女共同参画

平成11年6月に制定された男女共同参画社会基本法は、男女が互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮し、自らの存在に誇りをもち、女性があらゆる活動に参加する機会の確保をめざすものでありますが、性による役割分担意識や適性に対する認識は未だに十分とは言えず、社会で活躍している女性、家庭や子育て、高齢者の介護、地域とのかかわりなどで負担となっている女性は少なくない現状にあり、男女共同参画を基礎とした社会活動への参画促進を進め、就業条件などの整備が必要です。

③ 地方分権

地方分権の時代を迎えて、地域の実情に即した地域の主体的な政策の展開や、地域経営の方策が問われているとともに、地方の財政も大変厳しい状況にあります。

④ 自然エネルギーの利用促進

地球温暖化は、自然災害の要因となるだけではなく、水不足や農業への被害など様々な悪影響を及ぼすことが予測されています。

本地域の広大な森林から算出される木材は、建材や貴重なエネルギー資源としての活用が期待されるほか、太陽光、風力、地熱、バイオマスなど、自然環境を活用した再生可能なエネルギーとしての活用が期待されています。

そのため、それぞれの地域特性に応じ、自然エネルギーを利用するための施設等の整備や、多様な主体等との連携により、恵み豊かな自然を将来の世代に引き継ぐとともに、環境と経済の好循環による活力ある地域形成を図る必要があります。

(2) その対策

① 地域固有の歴史・文化・景観等の保全

- 国指定天然記念物の杉沢の大杉をはじめ、合戦場のしだれ桜、日山高原及び巨木名木等、美しい自然景観を自然が生み出した美術作品と設定し、周辺の景観と調和を図りながら計画的に整備を進めます。
- これらの自然環境整備と併行して、住民の美化活動など環境保全への意識高揚を図ります。
- 小学校等の統合により、廃校となった空校舎等の利活用等について検討し、地域の活性化を図ります。

② 男女共同参画社会

- 女性の社会参加に対するニーズに対応し、男女共同参画社会を基礎とした社会活動を促進するための条件整備に努めます。

③ 地方分権

- 地方分権の受入れ体制の整備を図るとともに、行政改革の推進、事務処理の効率化、情報機器の効率的活用、シルバー人材センターへの委託や指定管理者制度の検討等により、財政の効率化を図り地域の特性を活かし、自主的・自立的な地域経営体制の確立を図ります。
- 過疎地域自立促進特別事業として、市民との協働による地域自治推進事業（地域の結びつき強化及び維持のための自主的活動への助成）を実施します。

④ 自然エネルギーの活用

- 地域特性に応じて、太陽光発電、風力発電、バイオマス熱利用、太陽熱利用等を目的とした施設等の整備を促進します。
- 事業者、高等教育機関、NPO等民間団体など、多様な主体の連携により、啓発や普及拡大を図ります。

(3) 計画

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 その他地域の活性化に必要な事項		廃校舎等利活用事業 ・小学校8校（校舎・体育館） ・幼稚園（園舎） ・改修工事、解体撤去等	二本松市	
		市民との協働による地域自治推進事業 ・地域の結びつき強化及び維持のための自主的活動への助成 地域自治推進のための行政区活動の活性化を図り、地域の結びつ	地域自治組織	

		きを強める。		
--	--	--------	--	--

事業計画（平成22年度～27年度）過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	<p>新規就農者研修等支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修生用住宅整備 ・研修生生活費援助 ・技術指導者謝礼 <p>過疎化が進行し、地域の基幹産業である農業の後継者不足が深刻になっているため、本市において新たに農業に取り組もうとする方を支援し、定住・二地域居住を推進し、過疎化の進行に歯止めをかける。</p> <p>基金の積み立てを行う。</p>	二本松市	
		<p>新ふるさと農村おこし推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブランド製品の振興・開発 ・振興作物導入、増産助成 ・生産団体等の産品開発・研究のため助成 <p>農作物価格の低迷等により、地域の基幹産業である農業が衰退し始めているため、新たな振興産品等を開発しながら農村おこしを推進し、過疎化の進行に歯止めをかける。</p> <p>基金の積み立てを行う。</p>	二本松市	

		<p>グリーンツーリズム推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験農業の推進助成 ・農家民泊の推進助成 ・オーナーズ農業の推進助成 ・グリーンツーリズム推進組織への助成 ・ふるさと小包便の実施助成 ・首都圏及び地域間交流の促進 <p>過疎化が進行し、地域の基幹産業である農業の後継者不足が深刻になっているため、本市に関心を持たれる方等を増やしてながら定住・二地域居住を推進し、過疎化の進行に歯止めをかける。基金の積み立てを行う。</p>	二本松市	
		<p>花と緑の里再生支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光協会への助成 <p>(散策路、駐車場、簡易トイレ設置等)</p> <p>過疎化の進行に歯止めをかけるために、耕作放棄地を利用し植栽を進め、散策路、駐車場等を整備し、観光入込み客の増加を図り、地域の活性化に結びつけていく。基金の積み立てを行う。</p>	二本松市	
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(10) 過疎地域自立促進特別事業	<p>生活バス路線維持対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活路線バス運行補助 ・コミュニティバス運行 <p>マイカーの普及や過疎化の進行により、路線バス利用者が年々減少し、バス路線維持が困難となってきました。通勤・通学はもとより高齢者など、交通弱者の日常の足として維持していかなければなりません。</p> <p>コミュニティバス運行については、基金の積み立てを行う。</p>	二本松市	

3 生活環境の整備	(6) 過疎地域自立促進特別事業	生活用水確保対策事業 (井戸ボーリング工事費助成) 水道未普及地域内の水の確保は、浅井戸や山からの引き水等に頼った生活が多く、大雨や濁水等の影響により安定した水の確保に支障をきたす場合が少なくない。公衆衛生確保の観点から生活に必ず必要な水の確保を支援する。	設置者	
		給水装置布設工事費助成事業 (給水装置布設工事費の一部を助成) 簡易水道区域において給水工事費の一部助成により、給水人口の確保を図り安定した水道経営を図る。さらに、住民の衛生的な生活を確保する。	設置者	
		3R推進のための資源回収事業 ・資源回収団体等への助成 ごみの資源化を一層推進するため、団体等で取組む資源回収事業に対し助成を行い、資源の有効活用を図るとともにごみの減量化と資源化推進の意識を高める。	民間・団体	
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	スポーツ振興事業 ・カヌー普及強化 ・全日本カヌー大会開催費助成 ・東和ロードレース大会開催費助成 住民の体力向上を目的に、生涯スポーツの振興を図りながら、市外からの大会等への参加者を増やし、交流人口を拡大させる。	実施団体	

7 地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	生涯学習事業 ・ 市民講座・学級の開催 ・ 文化センター事業 すべての市民の自発的な「学び」の意欲に応えるため、多様な生涯学習の機会を提供する。充実した生涯学習プログラムを企画し、学べる環境を整備する。	二本松市	
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	地域集会施設建設事業費等助成事業 ・ 行政区の集会施設整備費の助成 ・ 水道、下水道整備費の助成 ・ 駐車場、進入路整備費の助成 ・ 集会施設用地（民有地）借上料の助成 地域住民が行う集会施設の整備に対し、助成を行うことにより、住民が自主的に地域振興の主体となるように推進する。	地域自治組織	
10 その他地域の活性化に必要な事項		市民との協働による地域自治推進事業 ・ 地域の結びつき強化及び維持のための自主的活動への助成 地域自治推進のための行政区活動の活性化を図り、地域の結びつきを強める。	地域自治組織	